

伊丹市立伊丹高等学校普通科の
今後の通学区域のあり方について
— 答 申 書 —

平成24年9月12日

伊丹市学校教育審議会

目 次

はじめに	1
1. 通学区域をめぐる状況	1
(1) 通学区域の設定に関する規制緩和	1
(2) 県の動向	2
(3) 市高の通学区域	2
(4) 市高の入学者選抜制度の変遷	2
2. 今後の方向性	3
(1) 普通科の通学区域	3
(2) G C コースの通学区域	4
3. 併せて取り組むべき事項	4
(1) 新通学区域の円滑な実施に向けた情報提供	5
(2) 将来構想（ビジョン）の検討	5
(3) 市高の積極的な P R	5
おわりに	5
伊丹市学校教育審議会諮問文	6
伊丹市学校教育審議会委員名簿	7
<資料>	8～50

はじめに

猪名野神社の門前町である伊丹市宮ノ前通りは、江戸期以来、酒造業で栄え摂津の文化先進地でもあった伊丹郷町の一角にあるが、ここに明治 45 年、著述家・小林杖吉氏が私立「伊丹図書館」を開設した。当時、神戸・阪神間における図書館は、「神戸市立図書館」との 2 館のみであり、しかも「伊丹図書館」は県内屈指の蔵書数を誇った。それからちょうど 100 年後の本年 7 月 1 日、市立新図書館「ことば蔵」が同じ宮ノ前通りにオープンした。「ことば文化都市」を標榜する伊丹市は、この新しい拠点を得て、「ことばと読書を大切にする教育」にいつそう力を注いでいる。

一方、明治 40 年からの歴史を持つ本市の市立高等学校では今年度、長年の課題であった全日制と定時制の分離が実現した。これにより、市立伊丹高等学校（以下「市高」という。）は、全日制の単独校となり、「学びたい学校」として、より多くの生徒が希望する学校になるよう、特色化・活性化策がこれまで以上に求められている。

本年 1 月 6 日、兵庫県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）から「兵庫県高等学校全日制普通科（学年制）の新通学区域に係る基本方針」＝資料 1 参照＝が発表され、現行の 16 学区を平成 27 年度入学者選抜から 5 学区に再編する方針が示された。

市高の通学区域は現在、「兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則」に定める「伊丹学区」と同一の区域に定められている。しかし、市高の通学区域については、伊丹市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が設定する必要があることから、本審議会は本年 8 月 10 日、市教育委員会から、グローバル・コミュニケーションコース（以下「GCコース」という。）を含む市高普通科の今後の通学区域のあり方について諮問を受けた。以下、審議結果について報告する。

1. 通学区域をめぐる状況

(1) 通学区域の設定に関する規制緩和

平成 11 年 7 月制定の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）により、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）第 50 条が改正され、都道府県教育委員会の権限とされていた高等学校の通学区域の指定を、市町村教育委員会が所管する高等学校については市町村教育委員会が定め、これを変更するときは、あらかじめ、都道府県教育委員会に協議しなければならないこととされた。さらに、平成 14 年 1 月、地教行法の一部を改正する法律の施行に伴い、公立高等学校の通学区域の設定については、各教育委員会に委ねることとされた＝資料 2 参照。

(2) 県の動向

県教育委員会では平成 21 年度から、「兵庫県高等学校通学区域検討委員会」を設置して新しい通学区域が検討されてきた。同委員会は平成 23 年 11 月、「兵庫県高等学校普通科の通学区域の在り方について（報告）」をとりまとめた。

これに基づき県教育委員会は平成 24 年 1 月 6 日、「兵庫県高等学校全日制普通科（学年制）の新通学区域に係る基本方針」を発表した。複数志願選抜の全県導入のもと、生徒の選択幅を可能な限り広げることを前提として、現行の 16 学区を平成 27 年度入学者選抜から 5 学区に再編すること、現伊丹学区については、尼崎学区、西宮学区、宝塚学区、丹有学区を合わせた「第 2 学区」にすることが示された。

全日制普通科（単位制）及び総合学科の学力検査における通学区域は、普通科（学年制）の新通学区域と同一にすることとし、実施に向けた必要な制度設計等については、平成 24 年度内を目途に決定することとしている。

今回の新通学区域の検討に際し、県教育委員会は、説明会＝資料 3 参照＝やパブリック・コメント等さまざまな手段で県民から意見を聴取＝資料 4・5 参照＝している。

(3) 市高の通学区域

現在の市高の通学区域は下表のとおりとなっている。

学 科	通学区域
普通科	伊丹市 川西市 川辺郡
商業科	兵庫県内全域

上記通学区域は、「市立高等学校の管理運営に関する規則」＝資料 6 参照＝により定められている。このうち普通科の通学区域については、平成 11 年の地教行法改正を受け、それまで「兵庫県公立高等学校の通学区域に関する規則の定めるところによる」としていた条文を平成 13 年 2 月に「伊丹市、川西市、川辺郡」と改め、今日に至っている。

伊丹市、川西市、川辺郡（猪名川町）は、「兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則」に定める「伊丹学区」と同一の区域である。

(4) 市高の入学者選抜制度の変遷

市高における戦後の入学者選抜制度の変遷＝資料 7 参照＝をみると、単独選抜と総合選抜が交互に 2 回ずつ実施されてきており、平成 21 年度入学者選抜からは「複数志願・特色選抜」制度が実施され、今日に至っている。

市高は、学区内の兵庫県立高等学校（以下「県立高校」という。）とともに「伊丹学区複数志願選抜管理委員会」を組織して入学者選抜を行っている。

また、GC コースについては、通学区域は普通科と同一だが、入学者選抜は単独で行っている。

2. 今後の方向性

本審議会では、市高普通科の通学区域について、次の2点に絞り議論を行った。

- ① 市高普通科の通学区域をどのように設定するか。
- ② 市高普通科GCコースの通学区域をどのように設定するか。

審議では、受検生を受け入れる当該校である市高の教員としての立場、あるいは中学生を高校へ送り出す中学校教員としての立場、また、新通学区域導入の影響を今後受けることになる小学生を受け持つ小学校教員としての立場、さらには、市高生徒の保護者としての立場、市民としての立場など、様々な角度から意見を出し合い、議論した。その結果、本審議会では、市高普通科の今後の通学区域のあり方について、各委員の意見を踏まえ、次のような結論をまとめた。

- (1) 市高普通科の通学区域は、県立高校普通科(学年制)の通学区域に準じて設定することが望ましい

同じ公立高等学校普通科(学年制)でありながら、県立高校と市立高校の通学区域や選抜制度が異なることになれば、生徒の志望校選択がより複雑化し、混乱を招くことが懸念され、そのような状況は回避すべきとの意見が大勢であり、市高普通科の通学区域については、県立高校普通科(学年制)の通学区域に準じて設定することが望ましいという結論に至った。

以下、主な意見を挙げる。

- ・ 複数志願選抜の導入後、市高に行きたいという気持ちをもって来ている生徒が多くなったと感じる。学区の拡大は、それぞれ自分が本当に行きたい学校に行く選択の幅が広がると思う。
- ・ 県立高校と市立高校で選抜制度が変わると、やはり生徒の混乱を招くと思うので、極力、同じ選抜制度で行った方がよい。
- ・ 伊丹市の子どもたちが市高に行きにくくなるのではとの不安はあるが、県と一緒に選抜制度を実施してきた経緯は大切にしなければならない。
- ・ 学区が広がることによって、市高で学びたいという生徒が市内外から多く集まれば、市高の活性化にもつながる。伊丹市の子どもたちが市高に入りにくくなるという点については、学力をつけてくださいとお願いしたい。
- ・ 市立の高校なのに、通学区域拡大に伴い、他市から多く受検することによって伊丹市内の生徒の入学する割合が低下するのではないかという意見があると思う。しかし、一つの例として市高商業科は学区が県内全域であるが、市内の生徒の割合は以前とそれほど変わっていない。普通科も同様になるのではないか。
- ・ 「通学区域に関する意見募集の結果について」(平成23年3月24日、県教育委員会発表)によれば、小学校の保護者からは通学区域の拡大についての賛

成が半数以上（54％）出ていることを踏まえると、県立高校と同一の方がよいと考える。子どもたちが学びたい学校で学ぶという視点に立てば、しっかりと学力をつけていかなければならないと思う。

- ・ 伊丹市の子どもたちが市高に行きにくくなる恐れは多分にある。そうであっても成績優秀な生徒を学区内から選抜することが、市高の特色化、活性化へのステップだと思う。
- ・ 総合選抜から複数志願選抜に変わったとき、情報不足により進路を判断するのが難しかった。今回の学区拡大で同じことが起きないように、保護者と中学校が早めに情報交換の場を持てるようにしてもらいたい。

(2) GCコースの通学区域も、市高普通科の通学区域と同一にするのが望ましい

GCコースは、単独で入学者選抜を行ってはいるが、あくまでも普通科の一部という位置付けであり、同じ通学区域でなければ混乱を招く恐れもあることから、これまで同様に普通科の通学区域に準ずる方がよいという結論に至った。

以下、主な意見を挙げる。

- ・ GCコースはあくまでも普通科なので、普通科の通学区域と同じでないと、混乱を招く。
- ・ 生徒・保護者にとって普通科とGCコースが違う学区になると大変紛らわしい。
- ・ 今回、学区が広がるということで、かなり広い範囲の子どもたちが対象になってくるので、基本的には普通科と同じ形でよい。
- ・ コースは全県でもよいと思うが、第2学区以外でもこのグローバルと名の付くコースを持つ高校は県内にたくさんあり、受検生は現実には近くの学校を選ぶので、GCコースは第2学区でよい。
- ・ GCコースの実績はまだ十分とはいえない。これを機に商業科のように学区を全県に広げ改革してみてもどうか。（※）

※ GCコースの学区を専門学科と同じように全県に広げてみてはどうかという意見については、普通科のコースではなく、専門学科への改編が必要となることなどから、GCコースの将来構想に関わる内容であるとして、別途協議すべきであるとの結論に至った。

3. 併せて取り組むべき事項

今回の通学区域の拡大を契機に、各高等学校は、より魅力ある学校づくりが課題となる。今年度、全日制と定時制の分離が実現し、単独校となった市高は、とりわけい

っそうの特色化・活性化が期待されている。

市高と市教育委員会においては、次の各項に取り組み、新通学区域の円滑な実施を図るとともに、市高ならではの魅力ある学校づくりを実現していただきたい。

(1) 新通学区域の円滑な実施に向けた情報提供

新通学区域とその実施に伴う入学者選抜制度の変更点などについて、中学生・保護者に対し、わかりやすく説明する機会を十分に持つこと。

(2) 将来構想（ビジョン）の検討

市高はどのような学校をめざし、どのように改革していくのかについて、「今後の市立高等学校のあり方について－基本方針－」（平成 21 年 9 月、市教育委員会策定）＝資料 8 参照＝に基づき、市高と市教育委員会事務局で組織する「市立伊丹高等学校特色化・活性化推進チーム会議」において、G C コースの将来のあり方も含めて引き続き検討し実行していくこと。

ビジョンの構築にあたっては、校内を中心に、教職員の意識改革も含めて検討し、市高の中から改革の機運を作り盛り上げていくこと。

(3) 市高の積極的な P R

第一志望校に選ばれる学校をめざし、現行の「オープンハイスクール」や「中学校での説明会」など生徒・保護者向けの情報発信を継続するとともに、全定分離の利点を生かした新しい取り組みも打ち出すなどして、市高の教育の良さを積極的にアピールすること。

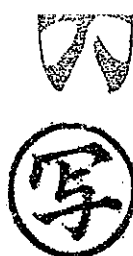
市高のビジョンがまとまれば、あらゆる機会をとらえて新通学区域全体に広報すること。

おわりに

短い期間ではあったが、忌憚のない意見の交換を経て、市高普通科の通学区域について方向性をまとめることができた。また、将来構想の検討や教育内容の積極的な P R などにも言及した。

市高は、普通科、普通科 G C コースとも、志願者倍率が県平均倍率に比べ高い状況にあり、「学びたい学校」として一定の評価を得ている。しかし、通学区域拡大により、生徒の選択幅が広がり、高校にとっては、生徒に選ばれるための魅力ある学校づくりがより強く要請されることから、市高独自の創意と工夫に基づいた教育や特色化・活性化がこれまで以上に求められる。

この答申が今後の市高の教育にあまねく反映され、より魅力ある学校づくりにつながることを切に願う。



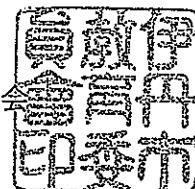
伊教委学学改第382号

平成24年8月10日

伊丹市学校教育審議会

会長 山本 康義 様

伊丹市教育委員会



伊丹市立伊丹高等学校普通科の今後の通学区域のあり方について（諮問）

兵庫県教育委員会は、平成24年1月6日に「兵庫県高等学校全日制普通科（学年制）の新通学区域に係る基本方針」を発表しました。新通学区域については、複数志願選抜の全県導入のもと生徒の選択幅を可能な限り広げることを前提に、今後の生徒数の増減、交通機関のつながり、生活圈や文化圏等を考慮し、現行の16学区を5学区に再編するもので、現伊丹学区については、尼崎学区、西宮学区、宝塚学区、丹有学区を合わせた「第2学区」とすることとしています。

また、全日制普通科（単位制）及び総合学科の学力検査における通学区域は、普通科（学年制）の新通学区域と同じとすることとし、実施に向け必要な制度設計等については、平成24年度内を目処に決定される予定です。

現在の市立伊丹高等学校（以下「市高」という。）普通科の通学区域は、伊丹市教育委員会規則「市立高等学校の管理運営に関する規則」により伊丹市、川西市、川辺郡と定めています。この通学区域は、「兵庫県立高等学校の通学区域に関する規則」に定める「伊丹学区」と同一であり、市高の入学選抜は、学区内の県立高等学校とともに「伊丹学区複数志願選抜管理委員会」を組織して、行われています。

このような実態をふまえ、市高普通科（グローバルコミュニケーションコースを含む）の今後の通学区域のあり方について諮問します。

以上

伊丹市学校教育審議会委員名簿

選 出 区 分	役 職	氏 名	所 属 ・ 役 職
市民	副会長	須 磨 俊 仁	伊丹市PTA連合会会長
	委 員	古 谷 桂 信	伊丹市立伊丹高等学校PTA会長
	委 員	芳 田 麻 里	市民公募
学校・園関係者	委 員	江 原 礼 子	伊丹市小学校長会会長
	委 員	草 野 和 昌	伊丹市立小学校教職員
	委 員	川 勝 健 二	伊丹市中学校長会会長
	委 員	岸 田 真 佐 人	伊丹市中学校教職員
	委 員	西 中 明 人	伊丹市立伊丹高等学校長
	委 員	平 野 力 人	伊丹市立伊丹高等学校主幹教諭
学識経験者	会長	山 本 康 義	クラーク記念国際高等学校 芦屋キャンパス教育顧問

資 料

兵庫県高等学校全日制普通科（学年制）の新通学区域に係る基本方針

兵庫県教育委員会

本県では、社会や子どもたちを取り巻く状況が大きく変化する中で、学校の個性化・多様化の推進、入学者選抜制度・方法の改善などについて検討するため、平成10年に「全日制高等学校長期構想検討委員会」を設置し、その報告に基づいて、平成12年から二次にわたる「県立高等学校教育改革実施計画」を策定し、学びたいことが学べる魅力ある学校づくりを進めてきた。

平成21年度から25年度の間で推進している第二次実施計画においては、複数志願選抜制度を現行の16学区中12学区に導入するとともに学校の個性化・多様化を進める中、その総仕上げとして平成21年に「兵庫県高等学校通学区域検討委員会」を設置し、3年にわたり通学区域の望ましい在り方について検討いただいた。平成23年11月には、同委員会から高等学校の魅力・特色づくりを推進するとともに、生徒・保護者の高校を多様選択できる権利を保障する観点からの最終報告を受けた。

兵庫県教育委員会は、通学区域検討委員会から受けた「兵庫県高等学校普通科の通学区域の在り方について（報告）」を踏まえ、生徒にとって多様な選択肢を確保するとともに、魅力ある高校づくりをさらに推進・発展させるため、下記の1～4の通学区域、実施時期等を決定し、必要な準備を行う。

記

1 通学区域

新通学区域については、複数志願選抜の全県導入のもと生徒の選択幅を可能な限り広げることを前提とし、今後の生徒数の増減、交通機関のつながり、生活圈や文化圏等を考慮し、現行の16学区を次の5学区に再編する。

現行通学区域	新通学区域
神戸第一・芦屋（4校）	第1学区（19校）
神戸第二（5校）	
神戸第三（7校）	
淡路（3校）	
尼崎（6校）	第2学区（29校）
西宮（6校）	
伊丹（7校）	
宝塚（4校）	
丹波（6校）	
明石（5校）	第3学区（20校）
加印（7校）	
北播（8校）	
姫路・福崎（12校）	第4学区（20校）
西播（8校）	
北但（4校）	第5学区（7校）
南但（3校）	
16学区	5学区（95校）

注）・カッコ内は全日制普通科（学年制）の高等学校数。

・市立高等学校（市教育委員会規則で決定）を含む。

2 実施時期

新通学区の実施時期については、中学生が安心して受検に臨めるよう、「選抜制度の工夫・改善」や「進路指導に係る環境整備」などの制度設計及びそれを踏まえた学校現場の進路指導、中学生・保護者へ周知する期間を十分に確保するため、平成27年度入学者選抜（平成27年2、3月実施）からとする。

3 自由学区の見直し

下記の市区町に居住する受検生については、普通科（学年制）における特色選抜、推薦入学、複数志願選抜において、隣接市区町にある高等学校の受検を認める。

居住市区町	隣接市区町
神戸市北区	西宮市、三田市、三木市
神戸市西区	明石市、三木市
西宮市	神戸市北区
三田市	神戸市北区
明石市	神戸市西区、淡路市
淡路市	明石市
三木市	神戸市北区、神戸市西区
高砂市	姫路市
姫路市	高砂市
神河町	朝来市
朝来市	神河町

4 全日制普通科（単位制）・総合学科の通学区

全日制普通科（単位制）・総合学科の学力検査における通学区は、普通科（学年制）の新通学区と同じとする。

5 実施に向けた諸準備

約半世紀の間、継続して実施してきた現行の通学区の状況を踏まえ、地域の実情に十分配慮しながら、実施に向け必要となる制度設計等については、市町組合教育委員会や中・高校長会などの関係機関と十分に協議の上、平成24年度内を目途に決定し、公表する。

(1) 学区再編後の複数志願選抜制度の工夫・改善

受検生・保護者の学区再編に対する不安感を解消し、学区再編後の複数志願選抜の円滑な実施が行われるよう必要な工夫・改善を加える。

① 「その他校希望」の見直し

「その他校」への合格により、遠距離通学を余儀なくされるのではないかなどの懸念が受検生・保護者にあることから、通学距離や時間を考慮した「その他校希望」制度となるよう、その在り方を見直す。

② 第1志望加算点の見直し

第1志望加算点検討委員会を設置し、受検生の学びたい高校へのチャレンジを支援する「第1志望加算点」となるよう見直す。（平成27年度入学者選抜（平成27年3月実施）の第1志望加算点の公表は、平成26年3月とする。）

③ 但馬地域の選抜制度の工夫・改善

募集定員の一定の割合について、連携校からの志願を確保する「連携校方式」を残しつつ、生徒の選択幅を広げる但馬地域にふさわしい複数志願選抜制度とする。

④ 自由学区見直しに伴う出願方法

自由学区見直しに伴い出願方法について検討を行う。

(2) 中学校の進路指導に係る環境整備

中学校において、通学区域再編後に円滑な進路指導が行えるよう、高校から中学校への情報提供や同一学区内の市町組合教育委員会間での進路指導に関する情報の共有化の方法等に順次工夫・改善を加えながら充実を図る。

① 中学校における進路指導への支援

- ・募集学級数や志望校決定の参考とするための進路希望調査の工夫・改善
- ・進路指導協議会（仮称）（市町間の進路指導の情報交換の場の設定）の設置
- ・中学校高等学校連絡会議（中学校進路担当者と高等学校担当者の連絡会議）等

② 新学習指導要領の趣旨を踏まえた評価規準による学習評価の定着

- ・調査書評定の検証（平成25、26年度入学者選抜）

③ 情報提供の工夫

- ・オープン・ハイスクール（対象範囲や実施時期の改善）
- ・中学生・保護者対象学校説明会（一堂に会した説明会の実施）

(3) 新通学区域導入等に伴う周知・広報

選抜制度の工夫・改善内容など市町組合教育委員会や中学校・保護者をはじめ、関係者に対し丁寧に周知・広報する。

① 制度変更に係る広報

ホームページへの掲載、パンフレットの配布 等

② 未導入学区における複数志願選抜制度の周知・広報

説明会の開催、ホームページへの掲載、パンフレットの配布 等

(4) 新通学区域導入等に伴う配慮事項

通学費等、通学支援の在り方について検討

(5) 市町組合教育委員会との連携

全県地区代表者会、新通学区域教育長会議等の開催

6 高校の魅力・特色づくりと情報発信

社会の変化や中学生・保護者のニーズに対応した魅力ある高校づくりについて、コース・類型の充実、インスパイア・ハイスクール事業などの積極的活用による学校教育活動の活性化に取り組むなど、高校の一層の魅力・特色づくりを推進するとともに中学生・保護者に対してホームページや学校通信などのパンフレットを通じた積極的な情報発信に努める。

7 導入後の検証・改善

新通学区域導入後もその成果と課題について検証を行い、必要な改善に取り組む。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第50条の変遷

1 地方分権一括法による改正(平成12年4月1日施行)

改正前	改正後
(高等学校の学区の指定) 第50条 <u>都道府県教育委員会</u>は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該<u>都道府県内の区域</u>に応じて就学希望者が就学すべき<u>都道府県委員会又は市町村委員会</u>の所管に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にある<u>都道府県委員会又は市町村委員会</u>の所管に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては、通学区域について必要な調整を行うことができる。 2 <u>前項の場合において、市町村委員会の所管に属する高等学校に係る部分については、都道府県委員会は、あらかじめ当該市町村委員会の意見を聞かなければならない。</u>	(高等学校の通学区域の指定) 第50条 教育委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、教育委員会規則で当該就学希望者が就学すべき<u>その所管</u>に属する高等学校を指定した通学区域を定める。ただし、一の通学区域内にある<u>その所管</u>に属する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては、通学区域について必要な調整を行うことができる。 2 <u>市町村委員会は、前項に規定する通学区域を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県委員会に協議しなければならない。</u>

2 第50条の削除(平成14年1月11日施行)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行について(通知)

13文科初第571号

平成13年8月29日

各都道府県教育委員会 殿

各都道府県知事 殿

各指定都市教育委員会 殿

各指定都市市長 殿

文部科学事務次官

小野 元之

このたび、別添のとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が平成13年7月11日法律第104号をもって公布され、平成14年1月11日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨は、中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」(平成10年9月)、「教育改革国民会議報告-教育を変える17の提案-」(平成12年12月)、行政改革推進本部規制改革委員会「規制改革についての見解」(平成12年12月)等を踏まえ、1. 教育委員会の活性化、2. 指導

が不適切である県費負担教職員への適切な対応、3. 公立高等学校の通学区域に関する規制の緩和を図り、もって地方教育行政や学校教育の改善に資することを目的として行うものであります。

改正法の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、関係する規定の整備等、事務処理上遺漏のないよう願います。また、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び市町村長に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

記

第1 改正の趣旨

3 公立高等学校の通学区域に係る規定の削除関係

公立高等学校の通学区域に係る規定を削除し、今後、公立高等学校の通学区域の設定については、各教育委員会の判断に委ねることとしたものであること。

第2 改正法の概要

3 公立高等学校の通学区域に係る規定の削除関係

公立高等学校の通学区域に係る規定を削除したこと。(法第50条)

第3 留意事項

3 公立高等学校の通学区域に係る規定の削除関係

(1) 本改正は、一律に、通学区域をいわゆる全県一学区にすることや通学区域の拡大を意図するものではなく、公立高等学校の通学区域の設定について、これを設定するか否か、また、どのように設定するかについて、これを教育委員会の判断に委ねようとする趣旨のものであること。

(2) なお、本改正を踏まえ、その施行日(平成14年1月11日)までに、公立高等学校の通学区域に係る教育委員会規則において、その制定根拠が法第50条であることを明確にしている教育委員会においては、当該教育委員会規則の見直しを行うこと。

兵庫県高等学校通学区域検討に係わる説明会及び意見聴取の経緯

①「兵庫県高等学校通学区域検討委員会中間まとめ」説明会

(開催日及び開催場所)

平成 22 年 5 月 13 日 14:30～16:30 宝塚市役所大会議室

(対象)

県立高等学校長、市立高等学校長、中学校長、県立高校教員、中学校教員、高校保護者、中学保護者、市町教育委員会代表、地域教育推進委員

②通学区域に関する意見交換会

(開催日及び開催場所)

平成 23 年 1 月 24 日 (月) 14:30～16:00 県庁西館大会議室

平成 23 年 1 月 24 日 (月) 10:00～11:30 郷の音 (三田市総合文化センター)

平成 23 年 1 月 26 日 (水) 10:00～11:30 明石市立産業交流センター

平成 23 年 1 月 26 日 (水) 14:30～16:00 県立姫路労働会館

平成 23 年 1 月 28 日 (金) 14:00～15:30 県立但馬長寿の郷

(対象)

市町教育委員会の代表、高校・中学校の校長・教員の代表、小・中学校の保護者の代表、一般県民

③通学区域検討に関する意見募集

(意見募集期間)

平成 23 年 2 月 7 日 (月) ～28 日 (火)

(周知方法)

「公立高等学校普通科の通学区域検討に関する意見募集のお願い」を小学校、中学校、特別支援学校を通じて保護者に配付

(意見募集の結果)

通学区域に関する意見募集の結果について → 資料 P.23～P.28

④兵庫県高等学校通学区域検討委員会報告(素案)へのパブリック・コメント

(意見募集期間)

平成 23 年 7 月 1 日 (金) ～29 日 (金)

(開催要項)

「兵庫県高等学校通学区域検討委員会報告(素案)へのパブリック・コメントの実施について」

(周知方法)

広報用チラシ「兵庫県高等学校通学区域検討委員会報告（素案）への県民の皆様のご意見・ご感想を募集しています」を小学校、中学校、特別支援学校を通じて保護者に配付

(検討委員会報告（素案）説明会 開催日及び開催場所)

平成 23 年 7 月 14 日（木）15:00～16:30 県庁西館大会議

平成 23 年 7 月 13 日（水）15:00～16:30 いたみホール

平成 23 年 7 月 13 日（水）10:00～11:30 明石市立産業交流センター

平成 23 年 7 月 14 日（木）10:30～12:00 県立姫路労働会館

平成 23 年 7 月 11 日（月）10:30～12:00 県立但馬長寿の郷ホール

平成 23 年 7 月 12 日（火）10:30～12:00 篠山市民センター

平成 23 年 7 月 8 日（金）10:30～12:00 洲本市民交流センター

(意見募集の結果)

提出された意見等の概要とこれに対する考え方 → 資料 P.29～P.42

⑤兵庫県高等学校通学区域検討に関する説明会

(開催日及び開催場所)

平成 23 年 9 月 10 日（土）13:30～15:30 八鹿文化会館

平成 23 年 9 月 11 日（日）10:00～12:00 加古川市民会館

平成 23 年 9 月 11 日（日）14:30～16:30 灘区民ホール

(対象)

一般県民

(開催要項)

「兵庫県高等学校通学区域検討に関する説明会開催要項」

(周知方法)

「兵庫県高等学校通学区域検討に関する説明会について」を小学校、中学校、特別支援学校を通じて保護者に配付

⑥兵庫県高等学校通学区域検討委員会報告（素案）説明

(開催日及び開催場所)

平成 23 年 11 月 21 日（月）10:30～12:00 伊丹市立アイフォニックホール

(主催)

伊丹市 P T A 連合会

(対象)

伊丹市内小学校、中学校保護者

通学区域に関する意見募集の結果について

- 1 意見募集期間 平成23年2月7日(月)～28日(月)
- 2 意見募集方法 県教育委員会ホームページ、FAX、郵送で募集
意見は自由記述方式

3 意見募集の結果

(1) 意見の総数及びその区分別・地域別内訳

合計862件の意見が寄せられた。その中で、保護者からの意見が約70%(591件)を占めており、特に小中学校の保護者の意見が多く寄せられた。地域別では、丹波・三田地域及び淡路地域からの意見が少なかった。

地域 区分	神戸・ 芦屋	阪 神 (芦屋・三田除く)	丹波・ 三田	播磨東	播磨西	但 馬	淡 路	計 (割合)
小学校保護者	75	57	5	67	49	18	5	276 (32.0%)
中学校保護者	65	49	7	62	49	29	16	277 (32.1%)
高校保護者	5	5	0	6	7	6	3	32 (3.7%)
保護者	3	0	0	1	0	1	1	6 (0.7%)
小計	148	111	12	136	105	54	25	591
小学校教員	7	12	4	17	18	12	2	72 (8.4%)
中学校教員	6	7	4	16	24	7	5	69 (8.0%)
高校教員	4	10	2	19	9	25	1	70 (8.1%)
教員	0	2	0	2	8	3	1	16 (1.9%)
小計	17	31	10	54	59	47	9	227
その他	10	8	0	4	8	13	1	44 (5.1%)
計	175	150	22	194	172	114	35	862

(2) 寄せられた意見の集計結果

今回の意見募集は、設問及びそれに対する選択肢を設けて選ぶ形ではなく、自由に記述する形式をとったため、寄せられた意見を、①に記載した8種類に分類し集計を行った。

① 全体の集計

1～3は通学区域を広げることに賛成の方向の意見、4～6は反対の方向の意見、7・8はどちらとも区分できない意見である。全体の集計では、賛成の方向の意見と反対の方向の意見がいずれも約42%と、ほぼ同じ割合となった。

	意 見 の 分 類	意 見 数 (割合)	
1	通学区域を広げ、選択肢を増やすことに賛成との意見	274 (31.8%)	360 (41.8%)
2	学区拡大するならば配慮の必要があるとの意見	81 (9.4%)	
3	課題がある学区は広げる必要があるとの意見	5 (0.6%)	
4	現状を維持し、通学区域を広げることに反対との意見	345 (40.0%)	363 (42.1%)
5	都会では必要だが郡部は必要ないとの意見	6 (0.7%)	
6	通学区域を広げる前に、高校の魅力化を進めるべきとの意見	12 (1.4%)	
7	検討を慎重に進めて欲しいとの意見	38 (4.4%)	139 (16.1%)
8	賛否どちらとも受け取れない意見	101 (11.7%)	
	合 計	862	862

② 区分別の集計

学区拡大に賛成の方向の意見（１～３）が半数を超えたのは、高校教員（58.5%）・小学校保護者（54.0%）であり、反対の方向の意見（４～６）が半数を超えたのは、中学校教員（71.0%）・小学校教員（63.9%）・その他（63.7%）であった。中学校保護者は賛成の意見が43.3%・反対の意見が38.6%であった。

	1	2	3	4	5	6	7	8	計
小学校 保護者	1 1 2 (40.6%)	3 5 (12.7%)	2 (0.7%)	7 8 (28.3%)		3 (1.1%)	1 0 (3.6%)	3 6 (13.0%)	2 7 6
中学校 保護者	8 7 (31.4%)	3 0 (10.8%)	3 (1.1%)	1 0 2 (36.8%)	2 (0.7%)	3 (1.1%)	7 (2.5%)	4 3 (15.5%)	2 7 7
高校保 護者	1 0 (31.3%)	1 (3.1%)		1 2 (37.5%)	1 (3.1%)			8 (25.0%)	3 2
保護者	2 (33.3%)			3 (50.0%)			1 (16.7%)		6
小計	2 1 1	6 6	5	1 9 5	3	6	1 8	8 7	5 9 1
小学校 教員	4 (5.6%)	7 (9.7%)		4 3 (59.7%)		3 (4.2%)	1 2 (16.7%)	3 (4.2%)	7 2
中学校 教員	4 (5.8%)	3 (4.3%)		4 6 (66.7%)	2 (2.9%)	1 (1.4%)	8 (11.6%)	5 (7.2%)	6 9
高校教 員	4 0 (57.1%)	1 (1.4%)		2 8 (40.0%)		1 (1.4%)			7 0
教員	5 (31.3%)	2 (12.5%)		6 (37.5%)		1 (6.3%)		2 (12.5%)	1 6
小計	5 3	1 3		1 2 3	2	6	2 0	1 0	2 2 7
その他	1 0 (22.7%)	2 (4.5%)		2 7 (61.4%)	1 (2.3%)			4 (9.1%)	4 4
計	2 7 4 (31.8%)	8 1 (9.4%)	5 (0.6%)	3 4 5 (40.0%)	6 (0.7%)	1 2 (1.4%)	3 8 (4.4%)	1 0 1 (11.7%)	8 6 2

③ 地域別の集計

学区拡大に賛成の方向の意見（１～３）が半数を超えたのは、阪神地域（56.7%）・神戸・芦屋地域（51.4%）であり、反対の方向の意見（４～６）が半数を超えたのは、但馬地域（61.7%）・播磨西地域（50.0%）であった。また、半数は超えないが淡路地域では賛成の意見が多く（45.0%）、丹波・三田地域では反対の意見が多かった（46.4%）。播磨東地域では、賛成が41.2%・反対が44.9%とほぼ同じであった。

	1	2	3	4	5	6	7	8	計
神戸・ 芦屋	6 6 (37.7%)	2 4 (13.7%)		5 4 (30.9%)		1 (0.6%)	9 (5.1%)	2 1 (12.0%)	1 7 5
阪神	7 5 (50.0%)	9 (6.0%)	1 (0.7%)	3 8 (25.3%)		2 (1.3%)	4 (2.7%)	2 1 (14.0%)	1 5 0
丹波・ 三田	4 (18.2%)	3 (13.6%)		9 (40.9%)		1 (4.5%)	1 (4.5%)	4 (18.2%)	2 2
播磨東	6 0 (30.9%)	1 9 (9.8%)	1 (0.5%)	8 3 (42.8%)		4 (2.1%)	8 (4.1%)	1 9 (9.8%)	1 9 4
播磨西	3 5 (20.3%)	1 7 (9.9%)	3 (1.7%)	8 3 (48.3%)		3 (1.7%)	1 1 (6.4%)	1 8 (10.5%)	1 7 2
但馬	2 4 (21.1%)	5 (4.4%)		6 9 (60.5%)	4 (3.5%)		3 (2.6%)	9 (7.9%)	1 1 4
淡路	1 0 (28.6%)	4 (16.4%)		9 (25.7%)		1 (2.9%)	2 (5.7%)	9 (25.7%)	3 5
計	2 7 4 (31.8%)	8 1 (9.4%)	5 (0.6%)	3 4 5 (40.0%)	6 (0.7%)	1 2 (1.4%)	3 8 (4.5%)	1 0 1 (11.7%)	8 6 2

④ 地域別・区分別のクロス集計

②と③をクロス集計し、各地域別・区分別に1～8の意見の数をまとめたものが以下の表である。

地域	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	計
神戸・ 芦屋	小学生保護者	27	13		22		1	4	8	75
	中学生保護者	23	9		20			2	11	65
	高校生保護者	5								5
	保護者	2			1					3
	小計	57	22		43		1	6	19	148
	小学校教員	2	1		3			1		7
	中学校教員	1			3			2		6
	高校教員	3	1							4
	小計	6	2		6			3		17
	一般県民	3			5				2	10
神戸・芦屋地域合計		66	24		54		1	9	21	175
阪神	小学生保護者	42	3		2		1	1	8	57
	中学生保護者	23	5	1	11				9	49
	高校生保護者	2			1				2	5
	小計	67	8	1	14		1	1	19	111
	小学校教員				8		1	2	1	12
	中学校教員				5			1	1	7
	高校教員	3			7					10
	教員	2								2
	小計	5			20		1	3	2	31
	一般県民	3	1		4					8
阪神地域合計		75	9	1	38		2	4	21	150
丹波・ 三田	小学生保護者	1	2						2	5
	中学生保護者	1	1		3				2	7
	小計	2	3		3				4	12
	小学校教員				2		1	1		4
	中学校教員				4					4
	高校教員	2								2
	小計	2			6		1	1		10
丹波・三田地域合計		4	3		9		1	1	4	22
播磨東	小学生保護者	27	9		20			3	8	67
	中学生保護者	18	5	1	30		1	1	6	62
	高校生保護者	1			3				2	6
	保護者				1					1
	小計	46	14	1	54		1	4	16	136
	小学校教員	1	2		11			3		17
	中学校教員	1	1		10		1	1	2	16
	高校教員	12			6		1			19
	教員		1				1			2
	小計	14	4		27		3	4	2	54
	一般県民		1		2				1	4
播磨東地域合計		60	19	1	83		4	8	19	194

地域	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	計
播磨西	小学生保護者	11	7	2	21			2	6	49
	中学生保護者	13	5	1	20		2	3	5	49
	高校生保護者		1		5				1	7
	小計	24	13	3	46		2	5	12	105
	小学校教員	1	3		8		1	3	2	18
	中学校教員	1			16	2		3	2	24
	高校教員	6			3					9
	教員	3	1		3				1	8
	小計	11	4		30	2	1	6	5	59
	一般県民				7				1	8
播磨西地域合計		35	17	3	83	2	3	11	18	172
但馬	小学生保護者	2	1		13				2	18
	中学生保護者	3	3		16	2			5	29
	高校生保護者	1			2	1			2	6
	保護者				1					1
	小計	6	4		32	3			9	54
	小学校教員		1		9			2		12
	中学校教員	1			5			1		7
	高校教員	13			12					25
	教員				3					3
	小計	14	1		29			3		47
	一般県民	4			8	1				13
但馬地域合計		24	5		69	4		3	9	114
淡路	小学生保護者	2					1		2	5
	中学生保護者	6	2		2			1	5	16
	高校生保護者	1			1				1	3
	保護者							1		1
	小計	9	2		3		1	2	8	25
	小学校教員				2					2
	中学校教員		2		3					5
	高校教員	1								1
	教員								1	1
	小計	1	2		5				1	9
	一般県民				1					1
淡路地域合計		10	4		9		1	2	9	35
総計		274	81	5	345	6	12	38	101	862

(3) 寄せられた主な具体的な意見

① 通学区域を広げ、選択肢を増やすことに賛成との意見

- ・ 現在の学区では選択肢が少なく、複数志願選抜の趣旨が生かされていない学区もある。
- ・ 学区内の選択肢が少なく、学びたい学校がないために学区外に転居する例がある。
- ・ 通学区域を広げ、発達段階に応じて生徒の学力や興味・関心等にあった学校を選択できる環境を作らねばならない。
- ・ 高校入試の段階で学びたい学校を選択し、合格を目指して努力することは大切で、子供の視野が広がることになる。
- ・ 十分通学可能な公立高校が、学区のしぼりのため受検できないことは理解できない。

- ・ 広い地域から生徒が集まることで、高校が切磋琢磨して学力向上を図り、活性化することにつながる。
- ・ 社会が大きく変化し、他府県でも学区の見直しが進んでいる中で、兵庫県だけが取り残されるのではないか。
- ・ 学習意欲のある生徒が県内外の私学を目指す現状はおかしい。私学に負けない魅力的な公立高校をつくり、それらを選択できるようにして欲しい。
- ・ 現在の学区のままでは、郡部の学校はますます小規模化し、学力的にも部活動などの面でも、活力がなくなり魅力を失う。
- ・ 専門学科は全県1学区となっているのに、普通科だけ学区があることは整合性がとれない。普通科も全県1学区として欲しい。

② 学区拡大するならば配慮が必要との意見

- ・ 関係機関に、通学路の安全性の確保や交通機関の利便性の向上の働きかけをして欲しい。
- ・ 通学費の保護者負担の軽減策を併せて検討して欲しい。
- ・ 特定の学校への志願者の集中や過度な受験競争につながらないように、募集学級数等での配慮をしてほしい。
- ・ 部活動などを行う時間的余裕ができるように、公共交通機関の整備状況や通学時間等を考慮に入れて、学区を広げすぎないような見直しにして欲しい。
- ・ 行政区分の整合性をとるとしても、現在の選択肢を狭めることはしないで欲しい。
- ・ 隣接学区から一定の枠を受検できるようにすれば、地元とのバランスを保ちながら、学区外を受検希望にも応えることが可能である。
- ・ 中学校の評価の基準が、学区ごとでバラツキがでることのないようにして欲しい。
- ・ 県単位にこだわらず、隣接府県を受検を可能にすることも検討して欲しい。
- ・ 大阪府のように私学の学費が無償化になれば、選択肢がさらに広がる。
- ・ 学区を変更するまでの周知期間を十分とって欲しい。また、各学校の特色をわかりやすく広報する工夫も検討して欲しい。

③ 課題がある学区は広げる必要があるとの意見

- ・ 小規模な学区は、隣接学区と統合して欲しい。
- ・ 隣接学区の方が通学しやすい地域について、受検が可能となるようにして欲しい。

④ 現状を維持し、通学区域を広げることに反対との意見

- ・ 高校間の格差が今以上に広がり、受験競争が激しさを増すのではないか。
- ・ 交通の利便性がよくない地域では、遠くの学校に通わざるを得ない生徒が増えると予想される。そうなると、生徒は部活動などもできなくなる。親の通学費の負担も重くなる。
- ・ 都市部の高校に希望者が集中することで、地域の高校の希望者が減り、いずれは統廃合につながるのではないか。
- ・ 一部の成績のよい生徒にとってはメリットがあるかもしれないが、通学の利便性のよくない地域の生徒や、低学力の生徒にとってメリットはない。
- ・ 受検者数に偏りが生まれて、公立高校の不合格者が今より多くなるのではないか。
- ・ 生徒・保護者が、中学校より広域な情報を持つ塾への依存を高めることになる。
- ・ 98%に達している高校進学率に対応して、すべての希望する生徒に高校進学を保障し、地域密着型の教育を充実させることが最も優先されるべきことである。
- ・ 市町議会やPTAから提出された、現行の学区を維持して欲しいとの意見書や署名の趣旨を尊重してもらいたい。
- ・ 公立普通科は、県内どこの高校でも同じ教育が受けられるようにすればいい。普通科高校に特色はいらない。
- ・ 専門学科や総合学科は県下全域から選択できるため、すでに選択肢は十分確保されており、現行の学区で不都合はない。
- ・ 地元の学校で学べる環境づくりをすることが大切で、それが地域の発展につながる。
- ・ 生徒の行動範囲が広がり、親の目が行き届かないところでトラブルが起こることが心配である。
- ・ 調査書の評価の基準が統一されにくく、地域差が出る恐れがある。

- ・ 但馬の連携校方式は、地域と学校が連携して生徒を育てる制度であり、現在の学区と併せて堅持して欲しい。
- ⑤ 都会では必要だが郡部では必要ないとの意見
- ・ 都市部の人口の多い地域では、学区見直しの検討が必要かもしれないが、郡部では通学の利便性も悪く、学区を拡大しても都市部に生徒が流れ、地元の学校に生徒が集まらなくなる恐れがある。
- ⑥ 通学区域を広げる前に、高校の魅力づくりを進めるべきとの意見
- ・ 生徒のニーズに応えその能力を最大限に引き出すような、特色ある学校づくりを進めることがまず大切だ。
 - ・ 地元の高校を活性化させ魅力づくりを進めることで、郡部の高校の存続を図ることが必要だ。
 - ・ 現在は、生徒や保護者に対して普通科高校の特色が明確に伝えられていない。通学区域の検討の前に、各高校の特色をもっと発信し、地域に根ざした高校にする必要がある。
- ⑦ 検討を慎重に進めて欲しいとの意見
- ・ 現行制度の現状を分析・検証し、学区拡大した場合の地域への影響などのシミュレーションを十分行った上で、慎重に議論すべきである。
 - ・ 通学区域の検討を行っていることの周知をもっと行い、可能な限り地域の人や保護者などの意見を聴く必要がある。
 - ・ 通学費の助成等、足下の環境整備の検討を行いながら、時間をかけて議論すべきだ。
 - ・ 複数志願選抜を導入して年数が経っていない学区では、その検証を十分行ってから学区の見直しを行って欲しい。
- ⑧ 賛否どちらとも受け取れない意見
- ・ 通学区域が広がり選択肢が増えることは望ましいが、特定の学校に人気集中したり、遠距離の学校に通うことになることは望まない。賛否どちらとも決めにくい。
 - ・ 地域によって、学区拡大のメリット・デメリットが異なる。
 - ・ 学区統合以外にも、隣接学区への受検を認めるなど、選択肢を広げる方法は考えられる。
 - ・ 現在の選択肢を狭めないで欲しい。(芦屋市の生徒が神戸市の高校を受検できること、現在の自由学区の保証等)
 - ・ 各高校を中心とした通学時間1時間30分以内のエリア内で学区を設定すればどうか。
 - ・ 現状ではしばらく様子を見た上で、今後改めて通学区域を見直す際には全県1学区にして選抜制度も単独選抜に変更すべきである。
 - ・ 中学校の進路指導が十分行える範囲での通学区域が望ましい。
 - ・ 公立高校を新設して欲しい。(神戸市北区、西宮市)
 - ・ 郡部の小規模な学区を維持して欲しい。
 - ・ 地元の高校の募集学級数を増やして欲しい。
 - ・ 高校入試の日程を、中学校の卒業式の前にして欲しい。
 - ・ 高校入試における調査書の比率を見直して欲しい。

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 兵庫県高等学校通学区域検討委員会報告(素案)
 意見募集期間 : 平成23年7月1日(金)～7月29日(金)
 意見等の提出件数 : 2,362人(4,180件)

I 新しい通学区区域案について

- 1 5学区(案)
- 2 学区拡大による影響
- 3 自由学区
- 4 選抜制度
- 5 高校と地域の関係

II 実施時期について

- 6 実施時期

III 高校の魅力づくりについて

- 7 高校の魅力づくり
- 8 普通科の特色化

IV 配慮事項について

- 9 周知・説明
- 10 情報の発信
- 11 中学校の進路指導
- 12 但馬地域に対する意見

V 今後の進め方について

- 13 今後の進め方

VI その他

- 14 現行学区の課題
- 15 その他

I 新しい通学区区域案について

項 目 等	意 見 等 の 概 要	件数	兵庫県高等学校通学区域検討委員会の考え方
1 5学区(案)	<学区案> ・ もっと柔軟に学区を広げて欲しい。 ・ 選択肢の少ない学区は隣接学区も選択できるよう、実情に合わせて個別対応をしたらよい。 ・ 生徒数の変動にあわせて学区を移動する高校を決めてはどうか。 ・ 学区拡大は賛成だが5学区のような大きな変更は望まない。 ・ 西宮市では東西の交通機関が発達していることから神戸市との統合が望ましい。 ・ 芦屋は阪神・丹波と統合した方が選択肢は増える。 ・ 明石は利便性から神戸と統合した方がよい。 ・ 丹有と北播の統合も考えて欲しい。 ・ 5学区は理想的であるが、但馬の選択	7 1 1 1 3 2 1 1 1	複数志願選抜を前提とするとともに地域性等にも配慮した上で可能な限り選択肢を広げる観点から5学区を基本として再編することが望ましいと考えました。

肢が少なく4学区にしてはどうか。		
<選択幅拡大> ・ より多くの学校から学びたい学校が選択できることは望ましい。 ・ 子どもの能力を最大限に引き伸ばすことが最も重要なことである。 ・ 個々の事情による意見よりも県全体の視点から検討すべきであり学区の拡大は必要である。 ・ 子どもの視点に立って、子どもが自由に受検できるよう配慮をして欲しい。 ・ 経済的な理由から公立志望で選択肢が増えることはありがたい。 ・ 選択肢を制限することが、将来への希望をどれだけくじくものか理解して欲しい。 ・ 宝塚学区では4校しか選択できないことが課題である。 ・ 選択幅に差があることがよくわかった。 ・ 学区が狭いと生徒数の変化への対応が難しいのは理解できる。	151 11 3 3 2 1 1 1 1	本検討委員会の素案を支持するご意見と考えています。
<選択幅拡大への懸念> ・ 選択肢が広がることはいいことであるが、多くなると選択できないのではないか。 ・ 15歳の子どもが学びたいことを持ち各校の特色を理解して学校選びができるのか。 ・ 選択肢が29校になっても成績で志願校が決まることから選択肢は広がらない。	3 2 1	学校教育においては、中学校段階から自己の将来像を見据えたキャリア教育に取り組み、その中で個性・能力、興味・関心を理解し、夢や志を抱かせ学びたいことを見つける進路指導が行われています。これからの社会にあつては、子どもたちが自立して社会の中で豊かな人生を送るためには、自ら考え判断する主体的な選択が重要であり、そのための選択肢拡大への制度変更が必要であると考えます。
・ 教育の機会に差が出ることは好ましくない。 ・ 都市部と郡部でさらに選択肢に差が出て不公平感が生じる。	4 2	学校の配置状況については、都市部と郡部など地域ごとに量的な差があるものの、学区を広げ各高校の魅力・特色づくりを進めることで、すべての学区で質的に選択肢が増えることになると考えます。
・ 一部の生徒の選択肢が広がるだけである。	211	学区を広げ、生徒それぞれの個性・能力、興味・関心等に応じた選択肢を増やしていくことによりすべての生徒の選択肢が増えることになると考えます。
・ 単位制や総合学科、専門学科を含めると現行で選択肢は十分ある。 ・ 現行の校数で十分に選択肢がある。 ・ 姫路・福崎学区ではすでに十分な選択肢がある。	16 15 6	学びたい学校がありながら学区という制限によって志願できないという課題があり、生徒・保護者がそれぞれの個性・能力、興味・関心等に応じた学校選択が可能となるよう、さらに選択幅を拡大する必要があると考えます。

	<学区拡大によるメリットなし> ・ 公共交通機関が発達していない地域ではメリットがない。 ・ 他地域から生徒が流入するだけで、メリットがない。 ・ 学区が拡大しても学区の端にある地域では選択肢は広がらない。	149 17 8	通学区域を広げる目的は学区という制限があるために志願できない状況を整備し、生徒・保護者がそれぞれの個性・能力、興味・関心等に応じた学校選択を可能とするためのものです。
	<デメリットの明確化> ・ メリットばかりでなくデメリットも示して欲しい。 ・ メリットよりも不安の方が大きい。	7 2	(ご意見を反映しています) 学区拡大によって生じる課題については、素案の中では「見直しにあたっての留意点」で示しましたが、ご意見を反映させ、生じる課題とその対応策を付け加えました。 本文P8「(3)見直しに伴う課題と留意事項」を次のように修正するとともに個々に課題を記載しました。 「現行の通学区域が約半世紀の間、各地域で定着している制度であることを踏まえ、地域の実情に十分配慮しながら、<u>見直しによって新たに生じる課題に適切に対応しつつ、円滑に導入するための方法・手順を工夫する必要がある。</u>」 (アンダーライン部分を追加)
	<全県1学区> ・ 居住地に関係なく行きたい学校に志願できることが重要であり、人材育成の観点からも全県1学区が望ましい。 ・ 5学区にしても行きたくても行けない学校がでてくることから全県1学区が望ましい。 ・ 学区が広がるほど複数志願選抜の趣旨が一層生かせるようになることから、いずれは全県1学区にして欲しい。 ・ 通学のことを考えるのは各家庭の問題であり、行きたい学校を選ぶ観点から全県1学区が望ましい。 ・ 最終的には全県1学区が望ましいことからその導入時期も示すべきである。	20 5 4 3 1	全県1学区については、選択肢が最大限広がること、学区境や自由学区の課題が解消することなどのメリットがあるものの、兵庫県には①都市部、郡部で通学の利便性等の状況に差があること、②文化圏や生活圏で地域の独自性が色濃くあること、③全県で同じ選抜を実施する必要があることなどから、本検討委員会では、複数志願選抜を前提とするとともに、地域性等にも配慮した上で可能な限り選択肢を広げる観点から5学区を基本として再編することが望ましいと考えました。
	2 学区拡大による影響 <学区拡大による効果> ・ 各校の魅力づくりが進み県全体の学力向上につながる。 ・ 学区拡大は地方の公共交通機関の活性化につながる ・ 学区が広がればその他校希望が減り、複数志願選抜の趣旨に反することになる。	7 1 3	本検討委員会の素案を支持するご意見と考えています。 (ご意見を反映しました) 複数志願選抜は、学びたいことが学べる学校への志願を進める機能がある一方で、第2志望に加え、出願時に「その他校」への入学を希望してい

		れば、第1、第2志望不合格の場合でも、総合得点によっては学区内の定員を充足していない公立高校に合格できる安心感のある選抜制度です。学区が広がっても意に反した遠距離通学にならないよう入学者選抜制度の工夫・改善の取組は必要であると考えます。 なお、本文P8「(3)見直しに伴う課題と留意事項」「ア入学者選抜の工夫・改善」を次のように修正し、方向性を示しています。 「学区見直し後の複数志願選抜が円滑に実施されることが重要である。」 (アンダーライン部分を追加)
<遠距離通学等による負担増への懸念> ・ 遠距離通学が増え、生徒や親の負担が増え進学を断念するという事も考えられる。 ・ 部活動等の時間が制限され、豊かな高校生活を送ることができなくなる。 ・ 子どもも親も負担が少ない近くの学校へ通うことが望みである。 ・ 学区が広がることはいいが、端から端まで通うのは負担が大きくなる。 ・ 通学費の負担軽減を図る必要がある。 ・ 公共交通機関への働きかけを行うべきである。 ・ 交通機関、進学希望に応じた募集定員にする必要がある。 ・ スクールバスの導入を検討して欲しい。 ・ 寮などの施設を作って欲しい。 ・ 遠距離通学とならないような制度設計が必要である。	631 34 12 10 189 102 85 5 5 3	(ご意見を反映しています) 通学区域を広げる目的は学区という制限があるために志願できない状況を整備し、生徒・保護者がそれぞれの個性・能力、興味・関心等に応じた学校選択を可能とすることにあり、遠くの学校へ行くことを進めるものではありません。 なお、本文P8「(3)見直しに伴う課題と留意事項」「ア入学者選抜の工夫・改善」を次のように修正し、方向性を示しています。 「学区見直し後の複数志願選抜が円滑に実施されることが重要である。複数志願選抜において「その他校」への合格により、遠距離通学を余儀なくされるのではないかなどの懸念があることから、意に反した遠距離通学にならないような「その他校希望」の扱いを検討するとともに、「第1志望加算点」の設定をはじめとする入学者選抜の工夫・改善等の取組が必要である。」 また、本文P8「(3)見直しに伴う課題と留意事項」「ウ地域に定着している選抜制度への配慮」を次のように修正しました。 「<u>但馬地域については、現在実施している選抜制度（連携校方式）が地域に定着していることを踏まえることが大切である。このため募集定員の一定の割合について、連携校からの志願を確保する連携校方式を残しつつ、生徒の選択幅を広げる但馬地域にふさわしい複数志願選抜とすることが必要である。</u> 遠距離通学に対する支援については、別途検討が必要な課題であると認識しており、本文P9「(3)見直しに伴う課題と留意事項」に次の文を追加し、方向性を示しています。 「エ 通学支援の検討等 <u>経済状況が悪化する中、地域によっては公共交通機関が従来より不便になり、通学費の保護者負担が重くなっている状況もある。このため通学区の拡大にあわせて、通学費支援のあり方について検討する必要がある。」</u>

		(アンダーライン部分を追加)
・ 遠距離通学が増えることから、登下校時の安全性を高める必要がある。	30	生徒の登下校の安全確保は、重要な問題であると考えます。県教育委員会や担当部局等が方策を検討することになります。
<志願の偏りに対する懸念>		(ご意見を反映しています)
・ 従来進学できた学校に希望が集まり近くの学校に進学できなくなる。	216	通学区域を広げる目的は学区という制限があるために志願できない状況を整備し、生徒・保護者がそれぞれの個性・能力、興味・関心等に応じた学校選択を可能とするためのものです。
・ 学区拡大によって学力の低い生徒が高校進学できなくなる。	31	なお、本文P8「(3)見直しに伴う課題と留意事項」「ア入学者選抜の工夫・改善」を次のように修正し、方向性を示しています。
・ 特定の高校に志願が集中し、一方で定員割れの学校がでてくる。	162	「学区見直し後の複数志願選抜が円滑に実施されることが重要である。複数志願選抜において「その他校」への合格により、遠距離通学を余儀なくされるのではないかなどの懸念があることから、意に反した遠距離通学にならないような「その他校希望」の扱いを検討するとともに、「第1志望加算点」の設定をはじめとする入学者選抜の工夫・改善等の取組が必要である。」
・ 他学区に生徒が流出し、地域の学校のレベルが下がる。	6	また、「②十分な情報の発信」を次のように修正し、方向性を示しています。
・ 競争力の高い都会の子が有利で、塾にも行かず自力勉強している田舎の子が不利になる。	1	本文P9「②更なる高校の魅力づくりと十分な情報の発信」
・ 郡部の学校では志願者が減り統廃合につながる。	299	県教育委員会では、平成12年度からの二次にわたる高校教育改革の中で総合学科や単位制高校等の設置や普通科の特色化により、社会の変化や生徒・保護者、地域のニーズに対応した魅力ある高校づくりを進めているが、今後とも通学区域の見直しを契機に一層の魅力ある高校づくりに継続して取り組むことが必要である。あわせて、その情報を①ホームページへの掲載、②パンフレットの配布、③高校が一堂に会する説明会の実施などにより、確実に受検生や保護者、中学校等に伝える工夫が必要である。
・ 地域格差が生じ、ますます過疎化が進む。	19	特に、生徒数の減少が続く地域にある小規模校では、志願者が集まらず将来的には統廃合の対象になるのではないかという不安感があることから、地域と一体となって魅力・特色づくりに取り組む必要がある。」
・ 地域の人材が流出する可能性があることから慎重に進めて欲しい。	5	(アンダーライン部分を追加)
・ 複数志願選抜の影響で定時制や多部制に志願者が集まり合格しにくくなる。	8	公立高校の役割は一部の生徒の個性を伸ばすことではなく、例えばスポーツやボランティア、学力、環境問題、国際理解など、様々な学習ニーズに対応した環境を用意することで生徒に「生きる力」を育むことにあると考えます。いわゆる受験
・ 学区が広がるほど不本意入学が増え、中途退学者も増える。	33	学力という1つの観点での学校選びではなく、各校の特色を重視した学校選びとするためには、様々な魅力を持った学校の選択肢を増やしていく
・ 生徒指導が難しい生徒が一部の高校に集まる。	9	
<受験競争の激化への懸念>		
・ 受験競争の激化を招く。	117	
・ 学校が序列化し受験競争が激化する。	188	
・ 学校間格差が広がる。	59	
・ 学力の高い生徒は行きたい学校を選ぶが、学力の低い生徒は遠い学校に行かざるを得なくなる。	58	

	・一部の子ども達のために多数の子ども達が斬り捨てられる。 ・一部の高校がエリート校化するが、エリート教育は私立高校に任せればよい。	4 1	ことが必要だと考えます。
	・示されている効果は、現制度の中で改善し目指していくことである。	1	今回の見直しは、通学区域の大きな見直しを行ってこなかった約半世紀の中で生じている様々な課題を解決するものでもあり、それにより期待できる効果を示しています。
3 自由学区	・自由学区の不公平感をなくすのであれば自由学区をなくせばよい。 ・変更後数年は激変緩和のために、芦屋市から西宮市への自由学区を設定して欲しい。 ・東灘区から西宮を受けられるようにして欲しい。 ・三木市吉川町から三田市に通学できるようにして欲しい。 ・学区はそのままにして自由学区を拡大してはどうか。 ・5学区より学区数を少し多くし、隣接学区の志願を可能としてはどうか。 ・隣接市区間での受検を認めるのは全県1学区への布石である。 ・隣接学区への受検をすべて認めて欲しい。	1 2 4 2 1 1 1 1	自由学区の見直しは、これまでの選択肢を狭めない観点から、方向性を示したものです。具体的な内容については、県教育委員会が検討することであると考えます。
	・選択幅が広がる神戸市北区から三田市への自由学区はありがたい。	3 2	本検討委員会の素案を支持するご意見と考えています。
4 選抜制度	<選抜制度変更による混乱への懸念> ・学区拡大と選抜制度の変更が重なれば混乱が生じる。 ・複数志願制度のメリットは理解できるが、淡路には混乱を招くだけである。	3 3 1	(本文の趣旨に盛り込んでいます) 学びたいことが学べる学校へ志願できるとともに、第2志望やその他校希望のセーフティネットをもつ複数志願選抜の未導入学区への導入は、混乱が生じないよう、P 8「(3)見直しに伴う課題と留意事項」「①県民等の見直しに対する不安感の解消」で「受検生・保護者の学区拡大に対する不安感を解消することが大切である。見直しに対する様々な不安や懸念があることから、実施までに十分な周知・準備期間を確保するとともに、不安感の解消に向けて重要となる選抜制度の工夫・改善などを早期に検討し、その内容を中学校や保護者をはじめ関係者に対し丁寧に説明し、周知する必要がある。」と方向性を示しています。
	・複数志願選抜である程度頑張っていれば、地域の学校に行けるという安心感がなくなる。	1	(本文の趣旨に盛り込んでいます) その他校によって遠くの学校を行かされるという不安に対しては、P 8「(3)見直しに伴う課題と留意事項」「ア入学者選抜の工夫・改善」の中で、

		「学区見直し後の複数志願選抜が円滑に実施されることが重要である。複数志願選抜において「<u>その他校</u>」への合格により、遠距離通学を余儀なくされるのではないかなどの懸念があることから、意に反した遠距離通学にならないような「<u>その他校希望</u>」の扱いを検討するとともに、」と修正し方向性を示しています。 (アンダーライン部分を追加)
<選抜制度の具体案> 学区案だけでなく選抜制度等の具体案も示すべきである。	4	(本文の趣旨に盛り込んでいます) 選抜制度の具体的内容については、教育委員会が検討することであると考えます。本検討委員会としては、P 8「(3)見直しに伴う課題と留意事項」で方向性を示しています。
<第1志望加算点> 加算点について十分検討し、事前の周知を図って欲しい。	14	
<その他校希望> その他校について別途エリアを設けるなど、十分検討して欲しい。	36	(ご意見を反映しています) 選抜制度の具体的内容については、教育委員会が検討することであると考えます。本検討委員会としては、本文 P 8「(3)見直しに伴う課題と留意事項」「ア入学者選抜の工夫・改善」を次のように修正し、方向性を示しています。 「学区見直し後の複数志願選抜が円滑に実施されることが重要である。複数志願選抜において「<u>その他校</u>」への合格により、遠距離通学を余儀なくされるのではないかなどの懸念があることから、意に反した遠距離通学にならないような「<u>その他校希望</u>」の扱いを検討するとともに、「<u>第1志望加算点</u>」の設定をはじめとする入学者選抜の工夫・改善等の取組が必要である。」 (アンダーライン部分を追加)
都市部と郡部、地域の事情が全く異なる県なので、統一した制度はそぐわない。	16	(本文の趣旨に盛り込んでいます) 通学区域を広げる目的は学区という制限があるために志願できない状況を整備し、生徒・保護者がそれぞれの個性・能力、興味・関心等に応じた学校選択を可能とするためのものです。本検討委員会としては、本文 P 8「(3)見直しに伴う課題と留意事項」を次のように修正し、方向性を示しています。 「現行の通学区域が約半世紀の間、各地域で定着している制度であることを踏まえ、地域の実情に十分配慮しながら、<u>見直しによって新たに生じる課題に適切に対応しつつ、円滑に導入するための方法・手順を工夫する必要がある。</u>」 (アンダーライン部分を追加)
<絶対評価の信頼性> 中学校ごとに成績の基準が違うことが不安である。また、学区間での学力差も問題である。	10	(ご意見を反映しています) 本文 P 8「(3)見直しに伴う課題と留意事項」「イ中学校の進路指導への配慮」を次のように修正し、方向性を示しています。

			「また、現在移行しつつある新学習指導要領においても、これまでと同様に適正な学習評定となるよう、県教育委員会が評価規準を示すとともに、中学校、市町組合教育委員会との連携強化を図る必要がある。」 (アンダーライン部分を追加)
	<その他選抜制度> ・ 複数志願選抜に、単位制普通科、総合学科や専門学科なども含め選択肢を増やすなど選抜制度を見直して欲しい。 ・ 定員未充足が生じた場合、再募集を行なって欲しい。	15 3	選抜制度の具体的内容については、県教育委員会で検討することになります。 本検討委員会としては、新しい学区が導入される際、「(3)見直しに伴う課題と留意事項」として方向性を示しています。
5 高校と地域の関係	・ 地域に根を下ろした学校づくりという観点から、校区は広げすぎないほうがよい。 ・ 他地域の生徒が多くなり高校と地域との関係が薄れる。	2 45	地域に根ざした学校づくりには、地域の教育力を活用した教育が大切です。通っている学校で地域との結びつきを強めるため、すでに全県から募集している専門学科等では、地域の人材から学んだり、逆に地域に出て、ボランティア活動や小学校への出前授業、地域の祭りの企画運営などの取組を展開しており、同様に地域に根ざした学校づくりはできると考えます。
	・ 地域の子どもは地域の学校に行かせるたい。 ・ 地域の子どもは地域で育てることが大切である。	98 28	地域の学校で地域の子どもを育てるということは大切ですが、発達段階の異なる高校においては小・中学校での地域のとらえ方とは異なるものと考えます。それぞれの生徒が、通っている学校で地域との結びつきを強め、地域貢献などを通してその中で育っていくことが高校教育における地域のとらえ方であると考えます。

II 実施時期について

項 目 等	意 見 等 の 概 要	件数	兵庫県高等学校通学区検討委員会の考え方
6 実施時期	<早期の実施> ・ 学びたい学校があることから平成 25 年度から導入して欲しい。 ・ すぐにでも学区を広げ魅力ある高校づくりを進めて欲しい。 ・ 一部の地域だけ導入を遅らせないで欲しい。 <慎重な実施> ・ 県民の理解を得るためには実施時期を遅らせる必要がある。 ・ 一斉に変更せず状況に応じて徐々に変更すべきである。 ・ 現行の制度で中学校に入学している 1 年生からでは混乱を招くので、小学校 6 年生からにして欲しい。	6 1 1 21 7 6	今後の生徒数の動向や生徒・保護者の高校選択における権利を保障することを鑑みれば、早期の導入が望ましいと考えます。一方で円滑に導入するための周知広報や準備期間に一定期間の確保を考慮する必要があることを踏まえ、報告では基本的な方向性を示しています。具体的な実施時期については、県教育委員会で検討することであると考えます。 本文 P 9「(4)実施時期」に留意すべき事項も含めて次のように示しています。 「今後の生徒数の動向や生徒・保護者の高校選択における権利保障を考慮すれば、基本的には平成 26 年度入学者選抜（平成 26 年 2、3 月実施）から変更することが望ましいが、導入に際しては、各通学区の実態を把握し混乱が生じることのないよう、見直しに伴い必要となる入学者選抜制度の工夫・改善や十分な周知を含めた周到な準備期間の確保を考慮する必要がある。」

Ⅲ 高校の魅力づくりについて

項 目 等	意 見 等 の 概 要	件数	兵庫県高等学校通学区検討委員会の考え方
7 高校の魅力づくり	・ 学区が拡大されても学びたいと思えるような各校の魅力づくりを一層進めて欲しい。 ・ 学区拡大とあわせて郡部の小規模校の活性化に取り組まなければならない。 ・ 生野高校と但馬の高校の活性化につながるようにして欲しい。	35 100 1	(ご意見を反映しています) 「②十分な情報の発信」を次のように修正し、方向性を示しています。 本文 P 9「②<u>更なる高校の魅力づくりと十分な情報の発信</u> <u>県教育委員会では、平成 12 年度からの二次にわたる高校教育改革の中で総合学科や単位制高校等の設置や普通科の特色化により、社会の変化や生徒・保護者、地域のニーズに対応した魅力ある高校づくりを進めているが、今後とも通学区の見直しを契機に一層の魅力ある高校づくりに継続して取り組むことが必要である。あわせて、その情報を①ホームページへの掲載、②パンフレットの配布、③高校が一堂に会する説明会の実施などにより、確実に受検生や保護者、中学校等に伝える工夫が必要である。</u> <u>特に、生徒数の減少が続く地域にある小規模校では、志願者が集まらず将来的には統廃合の対象になるのではないかと不安感があることから、地域と一体となって魅力・特色づくりに取り組む必要がある。」</u> (アンダーライン部分を追加)
	・ 学びたいと思えるような高校の魅力づくりをすることは、子どもたちの夢を叶えること、自己実現につながる。	2	本検討委員会の素案を支持するご意見と考えています。
8 普通科の特色化	・ 普通科の特色は必要なく同じ内容で力をつけるべきである。 ・ どの学校に行っても等しい内容の教育が受けられるように体制を整えるべきである。 ・ まずは、すべての学校の教育レベルを引き上げ、どの学校でも同じように学べることこそ必要である。	6 4 6	社会環境の変化に対応し、生徒・保護者の高校を多様に選択できる権利を保障していくことが重要であり、そのために高校の魅力・特色づくりを一層進めることが大切であると考えます。

Ⅳ 配慮事項について

項 目 等	意 見 等 の 概 要	件数	兵庫県高等学校通学区検討委員会の考え方
9 周知・説明	<周知の徹底> ・ 複数志願選抜の制度の周知を徹底してほしい。 ・ 学区拡大ありきではなく、生徒・保護者の不安解消に努めて欲しい。	10 3	(本文の趣旨に盛り込んでいます) ご意見の趣旨については、P 8「(3)見直しに伴う課題と留意事項」「①県民等の見直しに対する不安感の解消」で「受検生・保護者の学区拡大に対する不安感を解消することが大切である。見直しに対する様々な不安や懸念があることから、実施までに十分な周知・準備期間を確保するとともに、不安感の解消に向けて重要となる選抜制度の工夫・改善などを早期に検討し、その内容を中学校

	や保護者をはじめ関係者に対し丁寧に説明し、周知する必要がある。」と記載しています。
	(ご意見を反映させました) 7 2 これまで本検討委員会では、報告をまとめるにあたり、中間まとめ説明会、意見交換会、インターネット等による意見募集、素案に対するパブリック・コメント、市町単位PTA対象の説明会等 6 2 を実施しており、県民のご意見を踏まえ検討してきました。今後、県教育委員会において、早期に 3 新しい通学区域の方針を定めた上で、入学者選抜 2 の工夫・改善など、関係機関と十分に協議しながらより良い制度設計を行うとともに、具体的な制度の説明を通して県民の不安感の解消に努めることが必要であると考えています。 本文P 8 「(3)見直しに伴う課題と留意事項」「①県民等の見直しに対する不安感の解消」2行目を次のように修正し、方向性を示しました。 「<u>実施までに十分な周知・準備期間を確保するとともに、不安感の解消に向けて重要となる選抜制度の工夫・改善などを早期に検討し、その内容を中学校や保護者をはじめ関係者に対し丁寧に説明し、周知する必要がある。</u>」 (アンダーライン部分を追加)
10 情報の発信	<情報提供の見直し> ・ 情報提供の手段の見直しと、進路指導用資料の充実を図って欲しい。 ・ 他学区の高校の情報が不在中の選択は難しい。 ・ より多くの情報収集が手軽にできるよう、情報発信の方法を見直して欲しい。 ・ 各校の特色がよく分からない。 ・ オープンハイスクールの方法を見直す必要がある。
	(ご意見を反映しています) 1 2 「②十分な情報の発信」を次のように修正し、方向性を示しました。 9 本文P 9 「②更なる高校の魅力づくりと十分な情報の発信 6 県教育委員会では、平成12年度からの二次にわたる高校教育改革の中で総合学科や単位制高校等の設置や普通科の特色化により、社会の変化や生徒・保護者、地域のニーズに対応した魅力ある高校づくりを進めているが、今後とも通学区域の見直しを契機として一層の魅力ある高校づくりに継続して取り組むことが必要である。あわせて、その情報を①ホームページへの掲載、②パンフレットの配布、③高校が一堂に会する説明会の実施などにより、確実に受検生や保護者、中学校等に伝える工夫が必要である。・・・」 (アンダーライン部分を追加)
11 中学校の進路指導	<進路指導の不安> ・ 学校数が多くなり丁寧な中学校の進路指導が困難になる。 ・ 中学校進路指導が混乱しないか心配である。
	(ご意見を反映しています) 4 4 本文P 8 「(3)見直しに伴う課題と留意事項」「イ中学校の進路指導への配慮」2行目を次のように修正し、方向性を示しています。 3 8 「<u>中学校の進路指導や生徒・保護者の高校選択が円滑にできるのかなどの不安感があることから、現在も行われているオープンハイスクールや学校説明会・中学校高等学校連絡会議などの開催について効果が上がる方法を工夫する必要がある。</u>」

			特に、円滑に導入できるよう複数回の進路希望調査を実施し、生徒の志願状況を把握した上で、募集学級数を設定するなど工夫する必要がある。」 (アンダーライン部分を追加)
	<一斉テストの導入> ・ 業者テストの導入や偏差値による進路指導が危惧される。 ・ 全県一斉テストの実施が必要である。	5 1	いわゆる受験競争が激化する学力一辺倒の進路指導とならう、慎重な対応が必要であると考えます。
12 但馬地域に対する意見	・ 但馬地域では学区変更によってさらに活性化を図る必要がある。 ・ 但馬では課題に挙がっているとおり、選択に制限があり、不公平である。 ・ 市町合併で豊岡市になったが豊岡高校に行けるようになっていない。	1 1 2	本検討委員会の素案を支持するご意見と考えています。
	・ 香美町では北但と南但に別れているが、何も課題を感じない。	1	生活圏の拡大による広域な行政サービスの提供などを目的とした市町合併によって統合した香美町の中で、高校選択の幅が異なっていることは課題であると考えます。中学校の進路指導においても同じ通学区域になることで、より円滑な指導となると考えます。
	<連携校方式> ・ 連携校方式の利点を活用した制度を望む。 ・ 近くの高校に進学できなくなることから連携校方式の維持を望む。 ・ 連携校方式がなければ高校進学できない生徒がでてくる。 ・ 生徒数が減少し学校の統廃合が進むことから連携校方式の維持を望む。 ・ 連携校方式にはデメリットもあるが、但馬の現状には最適な方法である。 ・ 但馬では複数志願になっても普通科高校が少なく、第2志望を選択することが出来ない。 ・ 連携校外からの枠（割合）を広げて欲しい。 ・ 連携校方式には同一市町でありながら選択できない課題があるが、但馬の状況にあった方法であり、一部修正し維持して欲しい。 ・ 連携校方式は行きたい学校に行けないことから抜本的に見直す必要がある。 ・ 但馬の現状として行きたい学校に行けない現状を重視して欲しい。 ・ 交通機関や地理的なことから考えて、	5 9 1 2 3 8 4 1 1 19 4 6 2 2	(ご意見を反映しています) 本文P8「(3)見直しに伴う課題と留意事項」「ウ地域に定着している選抜制度への配慮」を次のように修正し、方向性を示しています。 <u>「広い地域に高校が点在した但馬地域については、現在実施している選抜制度（連携校方式）が地域に定着していることを踏まえることが大切である。このため、募集定員の一定の割合について、連携校からの志願を確保する連携校方式を残しつつ、生徒の選択幅を広げる但馬地域にふさわしい複数志願選抜とすることが必要である。」</u> また、本文P9に次の項目を追加しました。 <u>「エ 通学支援の検討等</u> <u>経済状況が悪化する中、地域によっては公共交通機関が従来より不便になり、通学費の保護者負担が重くなっている状況もある。このため通学区域の拡大にあわせて、通学費支援のあり方について検討する必要がある。」</u> (アンダーライン部分を追加)

	但馬を他の地域と同じように考えるのはおかしい。		
	・村岡高校をなくさないで欲しい。	5	生徒数の減少が続く地域にある小規模校では、志願者を確保するため、地域と一体となって魅力・特色づくりに取り組む必要があると考えます。

V 今後の進め方について

項目等	意見等の概要	件数	兵庫県高等学校通学区域検討委員会の考え方
13 今後の進め方	・保護者や生徒の意見を把握すべきである。 ・早急に結論を出さず様々な意見を聞いて検討を進めるべきである。 ・時間をかけて進めるべきである。 ・メリット、デメリットを慎重に議論して欲しい。 ・案が決まる前に説明会をして欲しい。	4 1 8 7 3 2	(ご意見を反映しました) 検討委員会としては、昨年の中間まとめ説明会、今年になってからの意見交換会、インターネット等を活用した意見募集、素案に対するパブリック・コメント、素案説明会、委員長による説明会、PTAへの説明会などにより、県民の意見を踏まえた協議に時間をかけてきたと考えています。 今後、県教育委員会において、早期に新しい通学区域の方針を定めた上で、入学者選抜の工夫・改善など、関係機関と十分に協議しながらより良い制度設計を行うとともに、具体的な制度の説明を通して県民の不安感の解消に努めることが必要であると考えています。 本文P8「(3)見直しに伴う課題と留意事項」①県民等の見直しに対する不安感の解消」を次のように修正し、方向性を示しました。 「・・・実施までに十分な周知・準備期間を確保するとともに、<u>不安感の解消に向けて重要となる選抜制度の工夫・改善などを早期に検討し、その内容を中学校や保護者をはじめ関係者に対し丁寧に説明し、周知する必要がある。</u>」 (アンダーライン部分を追加)

VI その他

項目等	意見等の概要	件数	兵庫県高等学校通学区域検討委員会の考え方
14 現行学区の課題	・学区拡大より先に複数志願選抜の課題解決に取り組むべきである。 ・姫路・福崎学区では学校が序列化しており、受験競争が激しい。 ・総合選抜から複数志願選抜となり学校が序列化している。	1 7 4 3	(ご意見を反映しています) 選抜制度の具体的内容については、教育委員会が検討することであると考えます。本検討委員会としては、本文P8「(3)見直しに伴う課題と留意事項」①「入学者選抜の工夫・改善」を次のように修正し、方向性を示しています。 「学区見直し後の複数志願選抜が円滑に実施されることが重要である。<u>複数志願選抜において「その他校」への合格により、遠距離通学を余儀なくされるのではないかなどの懸念があることから、意に反した遠距離通学にならないような「その他校希望」の扱いを検討するとともに、「第1志望加算点」の設定をはじめとする入学者選抜の工夫・改善等の取組が必要である。</u>」

	・学区拡大より先に魅力ある高校づくりに取り組むべきである。	(アンダーライン部分を追加) 3 (ご意見を反映しています) 学区見直しにあたっては、魅力ある学校づくりを一層進めることが重要であると考えます。 「②十分な情報の発信」を次のように修正し、方向性を示しました。 本文P 9「② <u>更なる高校の魅力づくりと十分な情報の発信</u> <u>県教育委員会では、平成12年度からの二次にわたる高校教育改革の中で総合学科や単位制高校等の設置や普通科の特色化により、社会の変化や生徒・保護者、地域のニーズに対応した魅力ある高校づくりを進めているが、今後とも通学区域の見直しを契機として一層の魅力ある高校づくりに継続して取り組むことが必要である。あわせて、その情報を①ホームページへの掲載、②パンフレットの配布、③高校が一堂に会する説明会の実施などにより、確実に受検生や保護者、中学校等に伝える工夫が必要である。・・・」</u> (アンダーライン部分を追加)
15 その他	・安心して子育てできる環境を整えて欲しい。 ・生徒にあった学科やカリキュラムを設定してほしい。 ・社会の変化に対応した多様な教育を実践して欲しい。 ・生徒の夢を持たせる教育のできる高校を作って欲しい。 ・少人数授業、選択肢が多いこと、様々な人と触れ合うことが大切である。 ・神戸市北区に学校を新設して欲しい。	2 教育委員会が高校教育改革を進める上で、今後検討される事項であると考えます。 1 1 1 1 4 5
	・これまでの意見募集や意見交換会での反対意見が素案に反映されていない。	2 1 (本文の趣旨に盛り込んでいます) 本素案は、これまで開催してきた説明会でのご意見や意見聴取、パブリック・コメント等で寄せられた意見を踏まえ、作成しており、特に各地域からいただいた反対意見や不安の声については本文P 8「(3)見直しに伴う課題と留意事項」として、示しています。
	・報告(素案)説明会が平日で短期間の開催で、意見を聞こうという姿勢が感じられない。	1 中間まとめや素案については、より多くの県民からのご意見をいただくという基本姿勢のもと、説明会に加え、意見聴取やパブリック・コメント等様々な形でお聞きした上で通学区域の検討を重ねてきました。
	・全国的な流れの中での改革ではなく、兵庫県独自の視点で改革して欲しい。	5 (本文の趣旨に盛り込んでいます) 今回の見直しは、昭和39年以降大きな見直しをしてこなかった間に生じた課題を解決するための検討です。本文P 4「3 現行の通学区域の課題」

		で示しているように兵庫県が取り組んできた高校教育改革を更に進める視点から取り組むものです。
・ 地教行法の改正は行政改革の流れのものであり、行政改革によって格差社会を招いたことからわかるように学区拡大によって格差が広がる。 ・ 経済的負担が増え各家庭の経済の格差が教育の格差となる。	1	学区を広げ生徒の選択肢が増えるほど、いわゆる受験学力による行ける学校の選択ではなく、自分の個性・能力や興味・関心等に応じた様々な観点での学校選択を進めることになります。通学区域を広げる目的は学区という制限があるために志願できない状況を整備し、生徒・保護者がそれぞれの個性・能力、興味・関心等に応じた学校選択を可能とするためのものです。
・ 競争原理を教育現場に広げたい意志がある。	5	各高校が魅力づくりに取り組むとともに、その情報提供の充実に取り組むなど、過度な受験競争をあおることがないような配慮が必要です。ただし、その一方でそれぞれの夢を実現するために努力することや仲間同士の切磋琢磨による成長も人格形成の過程では必要なことであると考えます。
・ 学区拡大は学校の統廃合が最終目的ではないのか。	1	通学区域を広げる目的は学区という制限があるために志願できない状況を整備し、生徒・保護者がそれぞれの個性・能力、興味・関心等に応じた学校選択を可能とすることにあり、学校の統廃合をめざすものではありません。
・ 報告（素案）が文字ばかりで分量が多く一般市民に対する配慮に欠けている。	1	今後、県教育委員会が作成するパンフレット等において、ご理解いただけるよう図表等を取り入れるなどできる限り見やすいものを作成するよう求めています。
・ 学区拡大より先に教員の資質を向上するべきである。	1	
計 4, 180		

○市立高等学校の管理運営に関する規則（抜粋）

昭和 35 年 10 月 22 日

教委規則第 48 号

注 平成 14 年 2 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この規則は、法令又は条例及びその他の規定に別段の定めがあるもののほか、伊丹市立高等学校(以下「学校」という。)の管理運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(課程、学科、学級数)

第 2 条 学校の課程、学科及び学級数は次のとおりとする。ただし、1 学級の定員については、兵庫県立高等学校のそれに準ずる。

校名	課程	学科	学級数
伊丹市立伊丹高等学校	全日制課程	普通科	18
		商業科	3
伊丹市立高等学校	定時制課程	普通科	6
		情報ビジネス科	3

- 2 前項の規定にかかわらず、学級数については、伊丹市教育長(以下「教育長」という。)が特別の理由があると認めた場合は、前項に定める学級数以内とすることができる。

(平 16 教委規則 10・平 17 教委規則 16・平 21 教委規則 6・平 24 教委規則 3・一部改正)

平成 24 年 3 月 28 日教委規則第 3 号により、平成 25 年 4 月 1 日から施行
第 2 条第 1 項の表伊丹市立高等学校の項中「6」を「4」に、「3」を「2」に改める。

平成 24 年 3 月 28 日教委規則第 3 号により、平成 26 年 4 月 1 日から施行
第 2 条第 1 項の表伊丹市立高等学校の項中「4」を「2」に、「2」を「1」に改める。

平成 24 年 3 月 28 日教委規則第 3 号により、平成 27 年 4 月 1 日から施行
第 2 条第 1 項の表伊丹市立高等学校の項を削る。
第 3 条中「全日制の課程の通学区域に関して定めるものとし、」を削る。
第 4 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。
第 16 条第 1 項第 1 号中「、課程」を削る。

(通学区域)

第 3 条 学校の通学区域は、全日制の課程の通学区域に関して定めるものとし、次のとおりとする。

校名	学科	通学区域
伊丹市立伊丹高等学校	普通科	伊丹市 川西市 川辺郡
	商業科	兵庫県内全域

(平 19 教委規則 6・一部改正)

(学期)

第 3 条の 2 学期は、次のとおりとする。

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日等)

第 4 条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 春季休業日 3 月 24 日から 4 月 7 日まで

市立伊丹高等学校(全日制)の通学区域及び入学者選抜制度の変遷

伊丹市教委作成

西暦	和暦(年度)	選抜制度	学区	トピックス
1907	明治39年度			町立裁縫女学校設立(M40.3)
1923	大正12年度			町立裁縫実修女学校と改称(T12.12)
1945	昭和20年度			伊丹市立高等女学校に変更(S21.3)
1948	昭和23年度			伊丹市立高等学校に変更(S23.3) 普通科・家庭科設置
1949 ～ 1951	昭和24年度 ～ 昭和26年度	単独選抜	1校1学区 (小学区制)	私立阪神商業学校を統合し商業科併設(S24.4) 定時制を併設(S25.9) 中学区・総合制による選抜試験実施(S27.3)
1952	昭和27年度	総合考査		
1953 ～ 1959	昭和28年度 ～ 昭和34年度	2校による 総合選抜		商業科新設(S34.4) 伊丹学区・単独制による入試を実施(S35.3)
1960 ～ 1970	昭和35年度 ～ 昭和45年度	単独選抜		定時制を分離し現校名に(S42.4) 伊丹学区総合選抜制による入試を実施(S46.3)
1971 ～ 2008	昭和46年度 ～ 平成20年度	総合選抜	伊丹学区 (中学区制)	(改正前の条文) 第3条 学校の通学区域は、兵庫県公立高等学校の通学区域に関する規則の定めるところによる。 ↓ (改正後の条文) 第3条 学校の通学区域は、全日制の課程の通学区域に関して定めるものとし、次のとおりとする。 普通科 伊丹市 川西市 川辺郡 商業科 伊丹市 宝塚市 川西市 川辺郡 ◇地方分権一括法による地教行法改正(H11.7)→12.4.1施行 ◇市立高等学校の管理運営に関する規則改正(H13.2)→4.1施行 ◇地教行法改正(H13.7)→14.1.11施行 ◇伊丹市学教審条例公布(H15.3)→4.1施行 英語コースをGCコースに改編(H15.4) 学教審に市立高校の教育改革について諮問(H15.6)→答申(H17.3) 創立100周年(H19.5) ◇市立高等学校の管理運営に関する規則改正(H19.6→20.4.1施行) 商業科全県募集(H20.4)、新制服、複数志願選抜実施(H21.3) 学教審に今後の市立高等学校のあり方について諮問(H20.10)→答申(H21.7) 「今後の市立高等学校のあり方について」基本方針を策定(H21.9.10)
2009 ～ 2014	平成 21年度 ～ 平成26年度	複数志願・ 特色選抜		伊丹市立高校(定時制)が池尻の県立阪神昆陽高校敷地内に移転(H24.3) (改正後の条文) 第3条 学校の通学区域は、全日制の課程の通学区域に関して定めるものとし、次のとおりとする。 普通科 伊丹市 川西市 川辺郡 商業科 兵庫県内全域
2015 ～	平成 27年度 ～			

今後の市立高等学校のあり方について

－ 基本方針 －

平成 2 1 年 9 月 1 0 日

伊丹市教育委員会

目 次

はじめに	-----	1
I 高校教育を取り巻く状況		
1. 国の動向	-----	2
2. 兵庫県の高校教育改革	-----	2
II 市立高等学校の教育改革		
1. これまでの経過	-----	3
2. 全定分離に向けた取り組み	-----	4
III 伊丹市立高等学校（定時制）の今後のあり方		
1. 現状と課題	-----	5
2. 基本的な考え方	-----	5
3. 取り組むべき主な事項	-----	6
IV 伊丹市立伊丹高等学校（全日制）の今後のあり方		
1. 現状と課題	-----	8
2. 基本的な考え方	-----	9
3. 取り組むべき主な事項	-----	10
おわりに	-----	12

はじめに

「有馬山 猪名の笹原 風吹けば いでそよ人を 忘れやはする」と古歌の枕詞として登場する伊丹市は、江戸時代には酒造業の豊かな経済力を背景に俳諧文化が花開き、松尾芭蕉と並び称される上島鬼貫^{うえしまおにつら}を輩出した。現在、その伝統は、日本三大俳諧コレクションの一つ「柿衛文庫」^{かきもり}として結実し、鬼貫にちなんだ「也雲軒」^{やうんけん}俳句塾で俳句づくりが盛んに行われ、「ことば文化都市伊丹」の確立を目指した諸施策を推進している。

伊丹市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）においては、平成19年に「伊丹の未来を託す人づくり」のために伊丹市教育ビジョンを策定し、「学ぶことの幸せを実感できることば文化都市」の実現を目指して日々取り組んでいる。

とりわけ、市立高等学校については、国際化・情報化等の社会の変化に対応できる個性豊かな人材を育成し魅力ある高校づくりを推進するとともに、将来への夢や希望、目標の持てる進路実現を目指す取り組みを進めている。また、全日制における「ことば文化科」のように新しい学校設定教科・科目の研究に取り組んでいるほか、定時制における「三修制」（3年で卒業できる制度）のように生徒の多様なニーズに対応できる教育課程の編成にも尽力している。

市立高等学校の教育改革については、これまで永年の課題である全日制と定時制を分離すること（以下「全定分離」という。）を軸に検討しており、平成17年3月には伊丹市学校教育審議会（以下「市学校教育審議会」という。）から「伊丹市立伊丹高等学校（全日制）を移転し、中等教育学校として改組すること」等の答申を受けた。

しかしながら、この答申の内容については、様々な教育課題が山積するなか、慎重に進めるべき事項であるとして、伊丹市の次期（第5次）総合計画（平成23～32年度）策定のなかで検討することとした。

その後、平成20年10月に兵庫県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、「県立高等学校教育改革第二次実施計画（平成21～25年度）」に基づき、「阪神地域の定時制高等学校の再編と併せて、旧県立武庫荘高等学校跡地に県立の多部制単位制高等学校（以下「新設多部制単位制高等学校」という。）を平成24年4月に開校する」と発表した。また、市教育委員会では平成21年度からの伊丹学区への複数志願選抜・特色選抜の導入を視野に入れ、平成20年度から伊丹市立伊丹高等学校（全日制）活性化事業を精力的に推進しており、市立高等学校を取り巻く環境が平成17年の市学校教育審議会答申時とは明らかに状況が異なっている。

市教育委員会ではこのような状況を踏まえて、平成20年10月に市学校教育審議会に改めて「今後の市立高等学校のあり方について」諮問し、平成21年3月には同審議会から「伊丹市立高等学校（定時制）の今後のあり方について」の中間答申を受け、その答申をもとに「基本的な考え方」をとりまとめ県教育委員会へ要望書として提出した。また、同審議会は平成21年度、引き続き「伊丹市立伊丹高等学校（全日制）の今後のあり方について」審議し、市教育委員会では先の中間答申とあわせて同年7月に同審議会から「今後の市立高等学校のあり方について」最終答申を受けた。

市教育委員会ではこの最終答申をもとに「今後の市立高等学校のあり方について」基本方針を策定することとした。

I 高校教育を取り巻く状況

1. 国の動向

現在、高等学校への進学率は全国平均で98%近くになっており、生徒の能力・適性、興味・関心、進路等が多様化するなか、各高等学校においては生徒一人ひとりの個性を最大限に伸ばさせるために、学習の選択幅をできる限り拡大するなど多様な特色ある学校づくりに取り組んでいる。

また、高校教育を取り巻く諸課題としては、①総合学科や単位制高等学校の設置など特色ある学校づくり ②中高一貫教育の導入 ③多様なニーズに応じた定時制・通信制のあり方の検討 ④生徒の多様な能力・適性や興味・関心等に応じた入学者選抜の改善 ⑤国際化・情報化に対応した教育のあり方の検討 ⑥不登校や中途退学等への対応 ⑦望ましい職業観・勤労観の育成 ⑧地域住民や保護者等の意見を反映させた開かれた学校づくりの推進などが挙げられており、これらの課題解決に向けた様々な施策・事業が進められている。

さらに、約60年ぶりに改正された教育基本法やそれに伴う学校教育法等の改正を踏まえ、子どもたちの「生きる力」をはぐくむ具体的な手立てとして平成20年12月には高等学校学習指導要領の改訂案が文部科学省から示された。

この基本的な考え方は、学力の重要な要素である基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成及び学習意欲の向上を図るために、授業時数を増加し、特に言語活動や理数教育を充実すること、子どもたちの豊かな心と健やかな体をはぐくむために道德教育や体育を充実することである。新しい高等学校学習指導要領は平成25年度入学生から学年進んで実施されるが、一部の教科等については平成21年度から先行して実施されている。

2. 兵庫県の高校教育改革

県教育委員会は、平成12年2月に「県立高等学校教育改革第一次実施計画（平成12～20年度）」を策定した。この計画に沿って、①総合学科・単位制高等学校・国際高等学校・中等教育学校の設置 ②環境防災科等の特色ある専門学科や総合人間系コース等の特色あるコース・類型の設置 ③既存学科・コースの改編・統合 ④学校設定教科・科目の開設 ⑤特別非常勤講師など民間人材の活用 ⑥学校外の教育施設・人材等を活用したインターンシップ・高大連携・高社連携等多様な教育活動の展開など、魅力ある学校づくりが推進されてきた。

また、入学者選抜制度・方法の改善については、新しい選抜制度である複数志願選抜・特色選抜を単独選抜の学区においては大規模学区から、その他の学区においては学区内の各校の個性化・多様化の進捗状況や地域の意見を参考にしながら検討し順次導入してきた。総合選抜を実施していた西宮学区と伊丹学区においても、平成21年度入学者選抜から複数志願選抜・特色選抜を導入し、全県において単独選抜が5学区、総合選抜が1学区、複数志願選抜が8学区、連携校方式が2学区で実施することとなった。

さらに、「県立高等学校長期構想検討委員会」を設置して「県立高等学校教育改革第一次実施計画」の評価・検証と平成21年度以降の「第二次実施計画」の方向性についての検討を行い、平成20年2月に「県立高等学校教育改革第二次実施計画（平成21～25年度）」を策定した。この計画に沿って、入学者選抜制度・方法の改善について、平成22年度入学者選抜から宝塚学区に複数志願選抜・特色選抜を導入するとともに、平成23年度入学者選抜から県内すべての学区において特色選抜を実施することとしている。

また、「定時制・通信制高等学校の活性化と望ましい配置」について、「生徒の多様な学習ニーズに対応するために、県立多部制単位制高等学校の阪神地域への設置を検討するとともに近隣の定時制高等学校の募集停止を検討する」としており、平成20年10月に「旧県立武庫荘高等学校跡地に新設多部制単位制高等学校を平成24年4月に開校する」ことを発表した。

Ⅱ 市立高等学校の教育改革

1. これまでの経過

新制高等学校は、学校教育法の施行後1年間の準備期間を経て昭和23年度から発足したが、伊丹学区内では伊丹市立高等学校（現伊丹市立伊丹高等学校（全日制））と兵庫県立伊丹高等学校の2校のみであった。

このうち、伊丹市立高等学校（全日制）には、働きながら学ぶ青少年への教育の機会均等の理念に基づき昭和25年に定時制課程を併置した。また、昭和42年4月には定時制課程を伊丹市立高等学校として独立させるとともに、全日制課程を伊丹市立伊丹高等学校と改称し、全日制課程と定時制課程の二つの学校を現在地に併設することとなった。

その後、高校進学率の上昇と第二次ベビーブームの子ども（昭和46～49年生まれ）が中学校卒業を迎えることによる高校進学希望者の大幅な増加が見込まれたため、昭和44～58年の間、伊丹学区には6校の県立高等学校（全日制普通科）が次々と新設された。これに合わせて、昭和46年度から伊丹学区全日制普通科の高等学校入学者選抜において総合選抜が導入されることとなった。

しかし、中学校卒業生数は平成元年度から急激な減少傾向を示すこととなり、総合選抜は過度の受験競争の緩和など一定の成果はみられたものの、中学校卒業生数が減少した近年、教育活性化の面からは課題も生じてきた。

このことから、市教育委員会では平成19年に「伊丹市公立高校入学者選抜制度検討委員会」を設置し、「伊丹学区への複数志願選抜・特色選抜の導入」、「伊丹市立伊丹高等学校の活性化」等の答申を受け、県教育委員会に対して伊丹学区に新しい選抜制度を早期に導入するよう要請した。

その結果、平成21年度、生徒たちが「学びたいことが学べる」高等学校を選択することにより明確な目標を持ち学習意欲が高まることを目指して複数志願選抜・特色選抜が導入されることとなった。

市教育委員会では、新しい選抜制度の導入も視野に入れつつ伊丹市立伊丹高等学校

(全日制)の教育内容の充実を図るべく、平成20年度から45分×7時間授業、学校設定教科「ことば文化科」の設置、普通科グローバル・コミュニケーションコース(以下「GCコース」という。)の特進化などを柱とした伊丹市立伊丹高等学校(全日制)活性化事業を実施している。また、伊丹市立高等学校(定時制)において生涯学習社会における多様な教育ニーズに対応するために、平成9年度からの成人特例入学選抜制度の導入、平成12年度からの独自の教育課程による「三修制」の導入、平成17年度からは商業科の情報ビジネス科への改編などを進めてきた。

このように、時代の変化のなかで両校がそれぞれの教育目標に基づき、特色ある学校づくりに取り組んでいる。

2. 全定分離に向けた取り組み

市教育委員会では全定分離の実現に向けて、これまで様々な取り組みを行ってきた。平成元年には、市長の諮問機関である伊丹市後期中等教育等懇話会において、「①市立高校の全日制・定時制の分離 ②伊丹市立伊丹高等学校(全日制)の充実・活性化 ③伊丹市立高等学校(定時制)の充実・活性化 ④市立高校の県立移管 ⑤高校教育改革に向けた推進体制の確立」等について研究・討議し、全日制と定時制を分離すべきであることと、全日制のみを現在地から移転させるべきであることが提言された。これを受けて、全定分離後の各市立高等学校のあり方について協議がなされたが、用地取得面から伊丹市立伊丹高等学校(全日制)の移転は困難となり、伊丹市立高等学校(定時制)を移転する方向で考えていかざるを得ない状況となった。

平成5年には、伊丹市立全日制・定時制高等学校分離検討委員会を開催し、平成6年に定時制の移転案が提案された。また、平成7年の伊丹市立定時制高等学校設立準備委員会においては単位制の導入や2部制(昼間・夜間)の構想も提案されたが、同年の阪神・淡路大震災により震災復興事業が最優先課題となったことから、全定分離を含む高等学校教育改革に向けたこれらの取り組みはいずれも中断せざるを得ないこととなった。

その後、市教育委員会では、平成14年に教育委員会委員協議会において検討を重ね、「魅力ある市立高校づくりを目指して」と題した基本方針を策定し、平成15年6月に市学校教育審議会へ「市立高等学校の教育改革について」諮問した。

これを受けて、市学校教育審議会は19回にわたる審議を経て平成17年3月に「伊丹市立伊丹高等学校(全日制)を移転し中等教育学校として改組すること」等、全定分離の方向性を示した。また、定時制は通学区域の指定がなく、県外からでも通学可能であれば入学できることになっており、在籍生徒の約40%は市外から通学している(平成21年度現在)。このことから、回答申には伊丹市立高等学校(定時制)の充実については「広域的な視点からの学校運営が望ましい」として、「県立高等学校への移管も選択肢の一つ」と記している。

このように、市立高等学校の教育改革のためにこれまで設置した懇話会や審議会等では、全定分離に関する効果や課題が確認され、全定分離の実現を核として提言がなされてきた。

伊丹市立伊丹高等学校(全日制)と伊丹市立高等学校(定時制)を併設している効

果としては、管理経費が少なくすむという財政的な負担の軽減が挙げられる。課題としては、原則、午後５時半には全日制の学校から定時制の学校に切り替わることから、教室や体育館等共用部分の使用においてお互いの教育活動や、管理運営面に制約が出ること等である。

全定分離の方法については、「全日制の移転」と「定時制の移転」の２通りの方法が考えられるが、これまでも懇話会や審議会等から提案があったいずれの方法についても移転先の土地を確保することができず、全定分離は実現されていない。

このたびの市学校教育審議会でも、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）と伊丹市立高等学校（定時制）を併設していることは空間的・時間的な課題の方が多く、両校にとって独自の教育を展開できる全定分離は早急に実現すべきであることが確認された。

Ⅲ 伊丹市立高等学校（定時制）の今後のあり方

１．現状と課題

「働きながら学ぶ」ことを理念として設置した伊丹市立高等学校（定時制）では、「勤労生徒としての自覚を促し、広い教養を身につけるとともに、こころ豊かな人間性を養い、人間尊重の精神を備えた人材育成」を教育目標に、勤労生徒としての誇りを持ち、規律を重んじ、勤勉で明るく活気に満ちた人材が育つ校風のもとに教育活動を展開してきた。しかし、近年、入学生の充足率はほぼ１００％であるものの、就職（アルバイトを含む）している生徒の割合が低下傾向にあり、現状ではその比率はほぼ５０％になっている。また、勤労青少年だけではなく、小・中学校時代に不登校経験のある者や高校の中途退学者など、多様な学習ニーズや様々な学習歴等を持つ生徒が入学することから、３、４年生に多くの選択科目や学校設定教科・科目を設定するとともに、課題研究を取り入れている。

さらに、平成１２年度からは「三修制」の整備の一環として、０校時・５校時授業の設定、授業時間外に行う体験活動の学習成果や大学入学資格検定（現、高等学校卒業程度認定試験）において合格した科目の単位認定等を取り入れた。また、平成１７年度にはＩＴ教育の一層の充実を図るため商業科を情報ビジネス科に改編し、各種検定の合格を目指し資格の取得に重点をおいた取り組みも推進している。

このように、伊丹市立高等学校（定時制）においては様々な入学動機や学習歴を持つ生徒が増えていることから、「働きながら学ぶ」という当初の定時制高校の理念に基づく教育活動に加え、新たな時代のニーズに対応することが求められている。

したがって、今後、生徒一人ひとりの個性や学習ニーズ、多様なライフスタイルに対応していくためには、いつでも利用できる専用施設の整備、単位制や多部制など新たなシステムの導入も課題となっている。

２．基本的な考え方

全日制・定時制いずれの学校においても、より充実した教育活動を展開するにはできる限り早期の全定分離が必要である。特に、定時制においては今後ますます生徒一人ひとりの個性や学習ニーズ、多様なライフスタイルに対応していく必要があり、多部

制単位制高等学校のシステムの導入が望まれるところである。

現在、兵庫県内で最初に設置された普通科の多部制単位制高等学校である県立西宮香風高等学校では、1日4時間の授業が午前の1部、午後の2部、夜間の3部構成で開講されている。生徒はこの3つの部のいずれかに在籍し他の部でも授業を受けることができ自分のペースで時間割を作ることができる。このため、勤労青少年はもとより社会人として豊富な経験を有する人、様々な学習歴や特別な教育ニーズを持つ人など多様な生徒が在籍している。

市教育委員会では、伊丹市立高等学校（定時制）の今後のあり方について、市学校教育審議会からの答申を踏まえて基本的な考え方を次の2点にとりまとめた。

(1) 新設多部制単位制高等学校への発展的な統合による全定分離の実現

多部制単位制高等学校のシステムは多様なライフスタイルや興味・関心に合わせた学びができるものであり、近年、伊丹市立高等学校（定時制）に入学してくる生徒のニーズにより応えられるものである。

また、新設多部制単位制高等学校は伊丹市西部に位置することから、交通の利便性や安全性については、現在、伊丹市立高等学校（定時制）に在籍している生徒の状況をみたとし、一定の条件整備をすることにより、十分な通学環境が確保されるものと考ええる。

したがって、市学校教育審議会の平成17年答申では「伊丹市立伊丹高等学校（全日制）を移転」としているが、全日制・定時制双方にとって効果の大きい、永年の課題である全定分離を実現するにあたっては、伊丹市立高等学校（定時制）が新設多部制単位制高等学校へ発展的に統合されるよう取り組む。

統合することが決定した場合、伊丹市立高等学校（定時制）の生徒募集は、平成24年度入学生から行わないこととする。

(2) 新設多部制単位制高等学校開校時における当該地への移転

新設多部制単位制高等学校が平成24年4月に開校されるとき、在籍するのは1年生のみであり学校施設（教室）は十分な余裕がある。そこに、伊丹市立高等学校（定時制）の在校生（2～4年生）が入ることができれば、運動場や特別教室等一部の施設においては共用となるであろうが、全定併設ではできなかった専用教室の確保により、様々な教育活動の展開が可能になる。また、これまで培ってきた伊丹市立高等学校（定時制）の教育活動の良き伝統を生かすことも期待できる。

さらには、全日制・定時制双方にとって全定分離の効果を3年早く享受できるだけでなく、新設多部制単位制高等学校、伊丹市立高等学校（定時制）にとっても活気ある教育活動の展開が考えられることから、新設多部制単位制高等学校の開校時に伊丹市立高等学校（定時制）が当該地へ移転できるよう取り組む。

3. 取り組むべき主な事項

全定分離の早期実現に向けて、伊丹市立高等学校（定時制）を新設多部制単位制高等学校へ統合することは、市立高等学校の教育改革を推進するうえで大きな転機となる。

したがって、今後、伊丹市立高等学校（定時制）の円滑な移転、及びそれに伴う様

々な整備を進めるうえで、主として次の点について積極的に取り組む。

(1) 県教育委員会への要望

a 十分な学級数の確保

新設多部制単位制高等学校の学校規模は、阪神地域の定時制高等学校の再編と併せて県教育委員会から公表されるが、その際、統合される学校の学級数を合計した数以上の十分な学級数を確保するとともに、特に、夜間の部の学級数の決定にあたっては志望状況を考慮していただけるよう要望する。

b 多様な選択科目の開設

新設多部制単位制高等学校においては、普通科ではあるが伊丹市立高等学校(定時制)情報ビジネス科で実施している「簿記」や「情報処理」などの資格取得に向けた専門科目をはじめ、生徒の学習ニーズに応じた幅広い学びができるよう要望する。

c 伊丹市内に位置していることを示す新設校の校名、所在地

新設校の校名、所在地の決定については、新設多部制単位制高等学校の敷地の大部分が伊丹市域にあることを配慮していただけるよう要望する。

(2) 県教育委員会との協議

a 良き伝統や校風の継承

伊丹市立高等学校(定時制)の統合に際しては、県教育委員会とともに伊丹市立高等学校(定時制)の教職員も参加した協議会を設置して開設準備を進めるなど、長年にわたって培われてきた良き伝統や校風を継承していただけるよう協議する。

b 活気ある教育活動

伊丹市立高等学校(定時制)の生徒と入学してくる新設多部制単位制高等学校の生徒が部活動等を合同で行ったり、生徒会活動や学校行事等で交流するなど、活気ある教育活動が推進できるよう協議する。

c 専用施設の配置と共用施設等の使用

伊丹市立高等学校(定時制)の専用施設の配置と新設多部制単位制高等学校との共用施設の使用等について双方の教育活動が円滑に進められるよう協議する。

(3) 関係機関等との協議

a 通学における交通機関の利便性の確保

新設多部制単位制高等学校への交通機関を利用した通学については、周辺のバスの路線、便数等利便性を確保する。

b 通学経路における安全の確保

新設多部制単位制高等学校の周辺道路の整備や防犯灯の増設等を行うなど、通学する生徒の登下校時の安全を確保する。

c 平成21年度以降入学生への配慮

伊丹市立高等学校(定時制)が平成24年4月に移転すると、平成21年度以降入学生は4年生以下に在籍することになるため、入学生及び平成22年度以降入学者選抜の入学生志願者には移転について事前に情報提供する。

d 顕彰スペースの設置

伊丹市立高等学校（定時制）のこれまでの功績を称えるとともに、卒業生等関係者のよりどころとして、その足跡を示す資料を展示し往時をしのぶことのできるスペースを市立高等学校の敷地内に設置する。

その他、伊丹市立高等学校（定時制）の今後のあり方について新たに取り組むべき事項が生じた場合には、関係機関等との緊密な連携のもと取り組んでいくこととする。

IV 伊丹市立伊丹高等学校（全日制）の今後のあり方

1. 現状と課題

伊丹市立伊丹高等学校（全日制）は、創立100余年の歴史を有し昭和23年度に新制高等学校となって以来これまでに19,906人（平成20年度末）の卒業生を輩出してきた。校訓「自己の確立」「連帯の精神」「強い責任感」「豊かな情操」のもと、普通科、GCコース、商業科を設置し生徒一人ひとりの学力向上を目指して特色ある教育を推進してきた。

しかしながら、高等学校教育改革が声高に叫ばれて伊丹学区の県立高等学校は県教育委員会の策定した「県立高等学校教育改革第一次実施計画(平成12～20年度)」に基づき学校改革を推進しており、このままでは市立高等学校としての魅力が薄れるのではないかという危機感が出てきた。

市教育委員会では、全定分離の実現に向けて取り組んでいくなか、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）の活性化を図るため、平成15年度に既設の英語コースを多文化共生社会に生きる世界的な広い視野を持った人材の育成をねらいとしたGCコースへ改編した。また、文部科学省から研究指定を受けて中高一貫教育校設置に向けて研究を進め、平成17年3月の市学校教育審議会答申に基づき中等教育学校への改組に向けた取り組みを推進しようとしたが、厳しい財政状況や様々な教育課題の山積により伊丹市の次期（第5次）総合計画で検討していくこととなり、実質上、改組は見送った。

その後、伊丹学区の県立高等学校の個性化・特色化への取り組みが加速していくなか、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）は高等学校としての特色化・活性化を図るべく本格的な学校改革に着手することとなった。

このような状況を踏まえ、市教育委員会においても伊丹市立伊丹高等学校（全日制）と一体となって学校改革に取り組むこととし、平成19年2月に「伊丹市立伊丹高等学校特色化・活性化推進チーム」を発足させ、同年11月に「伊丹市立伊丹高等学校の特色化・活性化推進プログラム」を策定した。

このプログラムは、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）の喫緊の課題を解決し学校の活性化を図ることを目指して、『『確かな学力』の向上』『人事交流の促進・人材の確保』『施設の改修・整備』『商業科の通学区域の拡大』『制服の新調』の5つの柱で構成されている。具体的には45分×7時間授業の実施、学校設定教科「ことば文化科」の設置、GCコースの特進化、学科・コースの特色を生かした教育課程の改善、県教育委員会との人事交流によるリーダー的人材の確保、校舎や体育館の改修工事などが内容として盛り込まれ、平成20年度からの3カ年計画で漸次実施されておりその成

果も表れつつある。

また、平成21年度から導入された複数志願選抜では、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）の定員160人に対して、第1志望で194人、第2志望で364人が志願しており、伊丹学区内の第1志望の倍率は伊丹市内でも群を抜いて高かった。複数志願選抜の実施により、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）の定員のうち152人を伊丹市内の中学校の卒業生が占め、地元から意欲ある生徒が多く入学した。さらには、推薦入試においてGCコースの志願倍率が1.18倍、商業科の志願倍率が2.6倍といずれも高倍率であったことから、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）への期待は極めて大きいことがわかる。

2. 基本的な考え方

伊丹市立伊丹高等学校（全日制）の平成21年度入学者選抜の志願状況は、複数志願選抜で第1志望が定員を上回るなど極めて良好である。また、平成20年度から「伊丹市立伊丹高等学校の特色化・活性化推進プログラム」に基づいて学校改革に取り組んでおり、今後、特色化・活性化の一層の進展が期待されるところである。

市教育委員会では、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）の今後のあり方について、市学校教育審議会からの答申を踏まえて基本的な考え方を次の2点にとりまとめた。

(1) 市立の全日制高等学校として現在地でのより一層の特色化・活性化の推進

伊丹市立伊丹高等学校（全日制）の教職員によるこれまでの熱意ある取り組みや進路実現ゼミナール、ステップアップサタデー等の事業の実施は、生徒の意欲を高揚させ学習などへの取り組みにもよい影響を与えている。また、複数志願選抜を導入した結果、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）へ意欲ある生徒が多数入学している。

このことから、生徒のニーズに即したきめ細かな指導を継続しつつ学習指導、生徒指導、進路指導の充実を図り部活動にもより一層力を入れることで生徒の意欲がさらに高まり、教育活動を通してすばらしい成果が表れるものと確信している。そのためには学校がその都度直面する課題を克服して、生徒が自らの成長を実感し満足できるよう学校改革に取り組んでいくことが必要である。特に、GCコースのさらなる発展は学校全体の活性化の起爆剤として極めて重要である。また、大学や地域社会との連携をより強化し高等学校での「学び」の目的意識を明確に持った生徒の育成が期待できる。

市教育委員会では、今後も引き続き伊丹市立伊丹高等学校（全日制）と一体になって一層の特色化・活性化に取り組んでいくこととしている。

なお、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）の設置場所については、平成17年3月の市学校教育審議会答申で他の場所に移転・整備することが望ましい旨提言を受けたが、このたびの答申では伊丹市立高等学校（定時制）は新設多部制単位制高等学校へ発展的に統合されることを提案している。現在地は通学の利便性が高く、伊丹市立高等学校（定時制）の移転で施設の有効利用が見込まれることから、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）の設置場所は引き続き現在地とする。

(2) 中等教育学校への改組を当分の間見送る

平成17年3月の市学校教育審議会においては、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）

の学校改革について検討され、市教育委員会は、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）を中等教育学校に改組することが望ましい旨答申を受けた。このたびの学校教育審議会では、「中等教育学校においては、高校入試がなく6年間の計画的・継続的な教育指導が展開できることから、中等教育学校への改組を是非とも実現してもらいたい」という意見もあった。

しかしながら、市教育委員会は平成17年3月の市学校教育審議会の答申後、厳しい財政状況下で様々な教育課題が山積し改組を先送りした経緯がある。仮に現在地で中等教育学校に改組しても中高一貫教育を行うための十分な敷地面積がなく、伊丹市内8中学校との関係、県教育委員会等関係機関との調整など検討課題も多い。

また、現在、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）が市教育委員会の策定した「伊丹市立伊丹高等学校の特色化・活性化推進プログラム」を実施し学校の活性化に精力的に取り組んでおり、「学びたいことが学べる」高等学校として発展することが大いに期待されていることから、現段階で中等教育学校への改組は現実的でない。

このことから、市教育委員会としては今後の中高等教育の動向を見据えながら学校改革の一方策としての中高一貫教育については引き続き研究する必要があると考えるが、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）の中等教育学校への改組を当分の間見送ることとし、当初予定していた伊丹市の次期（第5次）総合計画（平成23～32年度）での検討もあわせて見送ることとした。

3. 取り組むべき主な事項

全定分離後、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）が現在地で「学びたいことが学べる」高等学校としてより魅力ある学校となるよう、主として次の点について積極的に取り組む。

(1) さまざまな検証による学校経営の改善

伊丹市立伊丹高等学校（全日制）においては、新しい選抜制度や「伊丹市立伊丹高等学校の特色化・活性化推進プログラム」の実施後の検証等を行い、学校経営の改善に取り組む。

なお、検証にあたっては、県が実施した複数志願選抜及び特色選抜の検証結果、生徒・保護者・教員の評価を踏まえた学校の自己評価、学校評議員や地域等による学校関係者評価などを活用し、生徒や保護者等の声を学校経営の改善に反映させる。

(2) 施設の整備・活用に係る検討

伊丹市立伊丹高等学校（全日制）は交通の利便性の良い場所に設置しているものの、他の県立高等学校に比べ敷地面積が狭く、学校施設の一部の老朽化が進み、教育活動に制約が出ていた。現在、校舎内外の大規模改修や耐震補強工事、外壁改修、エレベーター設置工事等、「伊丹市立伊丹高等学校の特色化・活性化推進プログラム」に示された一連の整備事業について、老朽化対策、安全対策を優先して順次進めている。

今後、より充実した教育活動が推進できるよう中長期的ビジョンに立った施設整備に引き続き取り組む。また、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）の教育効果が高まるよう市施設を有効に活用する。

(3) 人事交流の促進

伊丹市立伊丹高等学校（全日制）教職員の人事交流は学校の活性化を進める上で不可欠である。県立高等学校との人事交流が一層促進されるよう県教育委員会にはたらきかけていく。

(4) インパクトのある広報

伊丹市立伊丹高等学校（全日制）の教育活動やその成果が中学生やその保護者等にわかりやすく伝わるよう、インパクトのある広報を行う。なお、広報にあたっては、伊丹市広報紙（「広報伊丹」）を有効に活用するとともに、入学希望者が多く参加できるよう学校説明会の時期、場所にも配慮する。

(5) 市教育委員会と学校が一体となった検討と実行

伊丹市立伊丹高等学校（全日制）の特色化・活性化については市教育委員会との一体的な取り組みが必要である。そこで、学校関係者と市教育委員会関係者で組織した「伊丹市立伊丹高等学校特色化・活性化推進チーム」において、「伊丹市立伊丹高等学校の特色化・活性化推進プログラム」の検証や学校の特色化・活性化方策について今後とも検討・実行していく。また、社会情勢や学習ニーズの変化がますます速くなっていることを踏まえ、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）の今後のあり方について改めて検討する機会を設ける。

その他、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）の今後のあり方について新たに取り組むべき事項が生じた場合には、関係機関との緊密な連携のもと取り組んでいくこととする。

おわりに

伊丹市立高等学校（定時制）は、敗戦後の窮乏のなか昭和25年に設置以来、定時制高等学校として「働きながら学び、学びながら働く」という勤労生徒のための修学の間として、社会のリーダーとして活躍する有為な人材を輩出し、これまで果たしてきた役割は極めて大きい。また、近年、生活体験発表会や部活動等で顕著な成績をあげるなど、内外で高く評価され、入学希望生徒数が多いことでも注目されている。

それだけに、伊丹市立高等学校（定時制）の卒業生にとっては、複雑な思いがあることは十分推察されるが、今後の伊丹市立高等学校（定時制）のあり方を考えるとき、このたびの新設多部制単位制高等学校への統合は、「伊丹の未来を託す人づくり」を推進するうえで、より望ましい方向であると確信するものである。

昨年発表された県教育委員会の計画では、新設多部制単位制高等学校に高等特別支援学校が併設され、両校の生徒が学習や学校行事、部活動等可能な限り合同で行うという新しい試みがなされることから、学びの広がりという面でもこの学校に大いに期待するところである。

なお、伊丹市立高等学校（定時制）を新設多部制単位制高等学校へ発展的に統合すること、また、開校と同時に同校敷地内に移転することについては、今後、県と十分協議をしていくとともに、広く市民へ周知していかなければならない。

また、伊丹市立伊丹高等学校（全日制）は、創立以来100余年の伝統校として特色ある教育を推進しこれまで社会に貢献する多彩な人材を輩出してきた。高等学校教育改革が声高に叫ばれるなか、平成17年3月の市学校教育審議会で中等教育学校への改組が提言されたが実質的には見送ってきた。

しかしながら、その後の同校独自の学校改革への取り組みや市教育委員会が策定した「伊丹市立伊丹高等学校の特色化・活性化推進プログラム」の実施等が複数志願選抜の導入と相まって、意欲ある生徒の入学の増加につながり市立高等学校としての期待が高まってきたところである。

このような状況から中等教育学校への改組を当分の間見送り、現在地において「学びたいことが学べる」より魅力ある高等学校として特色化・活性化を推進することとした。

市教育委員会では、この基本方針に基づき伊丹市民の永年の念願であった全定分離を実現し、伊丹市における市立高等学校教育のさらなる充実を図れるよう精力的に取り組む所存である。